

<はじめに>

この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」は、総合バイク保険のご契約に伴う大切なことがらについてご説明したものです。ご一読のうえ、内容をご確認くださいますようお願いします。ご確認いただいた後は、保険証券^(注)とともに大切に保管してください。

また、保険証券の内容につきましても必ずご確認ください。万一お申し込み内容と相違しておりましたら、ただちに当社お客さまセンターまでご連絡ください。

「重要事項説明書」において、この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照いただくこととしている項目には、□マークを記載しています。

(注) e サービス（証券不発行）特約をセットされている方は、「保険証券」を「My ホームページ」に掲示する契約情報の内容と読み替えます。以下同様とします。

<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>

1. ご契約内容の氏名および住所、保険期間をご確認ください。

保険契約者は次のいずれにも該当する方に限ってあります。

・日本国内にお住まいの個人の方

・現在、所有・使用するバイク・お車のうち、保険を付けているバイク・お車の合計台数が今回ご契約されるバイクを含めて 9 台以下の方

※保険を付けていたるバイク・お車が 10 台以上になった場合は、解約等の手続きをしていただく場合があります。

2. 記名被保険者をご確認ください。

●主に運転された方に相違ありませんか？

記名被保険者は対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害補償特約の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。以下(a)～(d)のうち、お申し込み時に満 18 歳以上の、ご契約のバイクを日常主に運転される方となっているか、ご確認ください。

(a) 保険契約者本人

(b) 保険契約者の配偶者

(c) 「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の未婚の子

(d) その他、保険契約者の 6 親等以内の個人

3. ご契約のバイクをご確認ください。

●車検証（自動車検査証、軽自動車届出済証または標識交付証明書）の内容と相違していませんか？

当社のバイク保険では、二輪自動車・原動機付自転車をお引受の対象としており、主に以下の場合は対象外となります。

・改造バイク

・常時、業務で使用するバイク

・総排気量 50cc 超 125cc 以下の側車付二輪自動車（前契約が当社とのご契約の場合のみ対象）

●使用目的区分が使用実態と相違していませんか？

4. 運転者年齢条件をご確認ください。

運転者の年齢条件に当てはまらない方が運転された場合は保険の対象にはなりませんのでご注意ください。

5. 捕償種類と保険金額等の欄をご確認ください。

各捕償種類の内容は後述の普通保険約款または特約でご確認ください。^(注)

6. その他特約／割増引の欄をご確認ください。

特約の内容は後述の特約で、割増引の内容は後述の「<保険料および割引制度> 2. 保険料の割引制度」でご確認ください。^(注)

(注) 保険証券上の特約は略称表示させていただいている場合がございますので後述の<特約一覧>とあわせてご覗ください。

<ご契約後にご注意いただきたいこと>

1. 契約締結後における留意事項

(1) 通知義務など

特にご注意ください

(A) ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項（通知事項）の変更がある場合にはお遅延なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によってご通知が遅滞する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

(a) ご契約のバイクの用途・車種・車両番号（車両番号に準ずるもの）を含む。^(注)

(b) ご契約のバイクの使用目的^(注)

使用目的	基準
1) 業務使用	年間を通じて週 5 日以上または月 15 日以上業務を使用する場合
2) 通勤・通学使用	上記 1) に該当せず、年間を通じて週 5 日以上または月 15 日以上通勤・通学に使用する場合 ※通勤・通学には自宅より最寄駅まで使用する場合を含みます。また、家族等を送迎する場合も含みます。例えば、幼稚園（保育園・保育所を除きます。）への送迎は通学にあたります。
3) 日常・レジャー使用	上記 1) および 2) のいずれにも該当しない場合

※「年間を通じて」とは、始期日時点（保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点）以降 1 年間をいいます。

(注) 1) 用途・車種の変更により、二輪自動車から二輪自動車以外、原動機付自転車から原動機付自転車以外に変更となり、当社の引受範囲外となった場合にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。

(注) 2) 使用目的の変更により、「業務使用」となった場合には当社お客さまセンターにご通知ください。保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行なうことができます。（継続契約のお引受けはできませんのでご注意願います。）(B) また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。

(a) ご契約のバイクと同一の用途・車種のバイクを新たに取得しバイクの入替をする場合や、ご契約のバイクの廃車・譲渡・返還に伴いご契約のバイクの所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するバイクと入替を行う場合（ご契約のバイクの入替）^(注)

※入替の対象となるのは、下記 1) または 2) のバイクです。

1) 以下のいずれかに該当する方が新たに取得したバイク

A) 入替前のバイクの所有者

B) 入替前のご契約の記名被保険者

C) 入替前のご契約の記名被保険者の配偶者

D) 入替前の「ご契約の記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族

なお、「取得」に関しては所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。

2) 入替前のバイクが廃車・譲渡または返還され、その時点で上記 1) の A) ～ D) のいずれかに該当する方が所有（所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。）するバイク
＜バイクの入替を適用できる用途・車種区分＞

[入替前]	→	[入替後]
二輪自動車		二輪自動車 ^(注)
[入替前]	→	[入替後]
原動機付自転車		原動機付自転車

(注) 総排気量 50cc 超 125cc 以下の側車付二輪自動車への入替はできません。

(b) ご契約のバイクを譲渡する場合（このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合）

(c) 記名被保険者が変更になる場合

(d) 運転者年齢条件を変更する場合（ご契約の運転者年齢条件を満たさない方が運転される場合）

(e) 上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(C) お引越し等によりお申し込み時から住所が変更になった場合も遅延なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2) ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払込みください（「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払込みいただけます）。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約内容の変更日はお申し出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。

※通知事項（(1) 通知義務など（A））に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率^(注)と次の算式を用いて計算します。

新条件による年間保険料	-	旧条件による年間保険料	×	未だ経過していない期間に応する短期率 ^(注)	= 追加保険料
旧条件による年間保険料	-	新条件による年間保険料	×	既に経過した期間に応する短期率 ^(注)	= 返還保険料

(注) 短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。

【短期率】

期間	7 日迄	15 日迄	1 ヶ月迄	2 ヶ月迄	3 ヶ月迄	4 ヶ月迄	5 ヶ月迄
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
期間	6 ヶ月迄	7 ヶ月迄	8 ヶ月迄	9 ヶ月迄	10 ヶ月迄	11 ヶ月迄	12 ヶ月迄
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

【月割】

期間	1 ヶ月迄	2 ヶ月迄	3 ヶ月迄	4 ヶ月迄	5 ヶ月迄	
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12
期間	7 ヶ月迄	8 ヶ月迄	9 ヶ月迄	10 ヶ月迄	11 ヶ月迄	12 ヶ月迄
月割	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

<「月払」でご契約の場合のご注意>

追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。

$$\text{追加保険料または返還保険料} \div \text{未だ経過していない期間に応じた分割回数} = \text{増額・減額となる保険料}$$

- * 1 ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が 30,000 円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払込みいただきます。
- * 2 ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一旦、一括して払込みいただいた後、返還保険料を一括して返還します。
- * 3 ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいただくまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。この場合において、確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) ご契約が満期になった場合の留意事項

当社のバイク保険は 1 年毎に契約を更新いただく契約方式となります。ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級などによっては次回のご契約のお引受け内容が制限される場合またはお引受けできない場合があります。

2. 契約の中止制度

バイクを廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した、または海外転勤等で海外に出国することになった等の理由により、ご契約を解約する場合または満期時に継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、後日、新たにご契約において、中断されるご契約における保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、所定のノンフリート等級および事故有効性適用期間が決定される「中断制度」があります。詳しくは当社お客さまセンターでお問い合わせください。なお、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から 13 ヶ月以上ご連絡がない場合には、この制度をご利用できません。また、海外に出国する場合で、出国日が中断日から 6 ヶ月を超えるときも、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

(1) 中断制度	国内中断 ご契約のバイクを長期間手放すために一時的にご契約を中断する場合	海外中断 記名被保険者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合
(2) 中断証明書発行の主な条件	A) 中断後の新たにご契約の等級（次回適用するノンフリート等級） ^(注1) が 7 ~ 20 等級であること B) 中断されるご契約の満期日または解約日までにご契約のバイクが廃車・譲渡または貸主に返却 ^(注2) されていること、または、車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の満期日または解約日において車検証が効力を失っていること等	A) 中断後の新たにご契約の等級（次回適用するノンフリート等級） ^(注1) が 7 ~ 20 等級であること B) 記名被保険者の海外への出国日が、中断されるご契約の満期日または解約日から 6 ヶ月以内の日であること C) 記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること
(3) 中断後の新たにご契約の主な条件	始期日が契約の中断日の翌日から 10 年以内、かつご契約されるバイクが新規取得バイクであり、その登録日の翌日から 1 年を経過した日以前であること	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から 10 年以内、かつ帰國日の翌日から 1 年を経過した日以前であること

(注 1) 次の等級をいいます。（保険期間が 1 年のご契約の場合）

[中断されるご契約の保険期間中に事故がなかった場合]

中断されるご契約のノンフリート等級から 1 つ上がった等級

(中断後の新たにご契約の事故有効性適用期間は、中断されるご契約の事故有効性適用期間から「1 年」減算)

* ただし、中断されるご契約の始期日から中断日までの期間が 1 年未満の場合は、中断されるご契約と同一の等級

(中断後の新たにご契約の事故有効性適用期間は、中断されるご契約の事故有効性適用期間と同一)

[中断されるご契約の保険期間中に事故があった場合]

後述のくノンフリート等級別料率制度についての【ノンフリート等級の決定方法】により決定された等級

(中断後の新たにご契約の事故有効性適用期間は、後述のくノンフリート等級別料率制度についての【事故有効性適用期間の決定方法】により決定された事故有効性適用期間)

(注 2) 貸主に返還とは、1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れたリースカーについてリース業者（リース契約に基づき、自動車を有償で貸渡すことを業としている者をいいます。）に返還することをいいます。

* 中断されるご契約のバイクと同一の用途・車種に限ります。（前述の「1. 契約締結後ににおける留意事項（1）通知義務など」をご参照ください。）

3. 解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客さまセンターにお申し出ください。解約の条件によって保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合、お客さまにとって不利な取り扱い^(注) になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは当社お客さまセンターでお問い合わせください。

(注) 解約に伴う返還保険料は、ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率

（「1. 契約締結後における留意事項（2）ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。）を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する保険料はありません。

4. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

補償は、保険料領収日（月払の場合は初回に払込みた日から保険料の領収日）または始期日のいずれか遅い日から開始されます。期限までに払込みのない場合はご契約を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

(1) 「年払」でご契約の場合

払込方法	領収日
クレジットカード払	カード利用の承認がなされた日
コンビニエンスストア払	コンビニエンスストアでお客さまが払込みを行った日
銀行振込	当社銀行口座に着金した日

(2) 「月払」でご契約の場合

	初回（お申し込み時）	2 回目以降	
	領収日	払込みいただぐ保険料	領収日
初めてバイク保険をご契約される方、中断制度を利用してご契約される方 ^(注1) （10 回払）	月払保険料の 3 ヶ月分	始期月 ^(注2) の翌々月以降（9 回）、保険料を払込みいただぐ月の末日（保険料払込期日）	月払保険料
現在他社でご契約されている方（11 回払）	月払保険料の 2 ヶ月分	始期月 ^(注2) の翌月以降（10 回）、保険料を払込みいただぐ月の末日（保険料払込期日）	
現在当社でご契約されている方（12 回払） ^(注3)	始期月 ^(注2) の前々月以前にお申し込みの方（12 回払）	始期月 ^(注2) の翌月以降（11 回）、保険料を払込みいただぐ月の末日（保険料払込期日）	
	月払保険料	始期月 ^(注2) 以降（11 回）、保険料を払込みいただぐ月の末日（保険料払込期日）	
	上記以外の場合（11 回払）	月払保険料の 2 ヶ月分	始期月 ^(注2) の翌月以降（10 回）、保険料を払込みいただぐ月の末日（保険料払込期日）

(注 1) 中断証明書の発行会社が当社以外の場合または中断証明書に記載の発行事由が「海外特則」の場合、当社 Web サイトからのご契約および月払はご利用いただけません。

(注 2) 始期月とは、始期日の属する月をいいます。

(注 3) 前々月の末日にお申し込みいただいた場合は 1 1 回払となります。

* 1 「月払」は当社 Web サイトからお申し込みいただいた場合にご利用いただけます。

* 2 月払保険料は、次の算式で計算します。なお、月払保険料が 30,000 円超となる場合、月払はご利用いただけません。

$$[年払保険料] \times (1+0.08) \times 1/12 = \text{月払保険料} (\text{円位四捨五入})$$

5. 保険料の払込猶予期間等の取り扱い

特にご注意ください

保険料払込方法が「月払」の場合、第 2 回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払込みください。第 2 回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することができます。

<事故を起こされた時のご注意>

1. まず、ご連絡を

(1) 事故が発生した場合には、まずケガをされた方の救護措置をとり、道路上の危険を除去してください。その後、直ちに最寄りの警察署への届出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について当社へご連絡ください。当社に直ちにご通知いただかない、と支払われる保険金が削減される場合がありますので、くれぐれもご注意ください。なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。

(2) その後、遅延なく書面により次の事項をお知らせください。

(A) 事故の状況

(B) 被害者の住所・氏名

(C) 目撲のある場合は、その住所・氏名

(D) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

(3) 保険金のご請求時に提出いただく書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものを提出いただきます。

* 1 ご提出いただく書類には●を付しています。-が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

* 2 特約に基づいて次表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

* 3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手方への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。

* 4 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願ひする場合がありますので、ご了承ください。

<保険金請求に必要な書類>

保険金請求に 必要な書類	補償種類	1. 相手方への補償		2. ご自身・同乗者の補償		
		対人賠償 保険	対物賠償 保険	搭乗者傷 害保険	人身傷害 補償特約	無保険車 傷害特約
保険金請求書	●	●	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●	●	●
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	-	●	●	●	●
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	-	●	●	●	●
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	-	●	●	●	●
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類	●	●	-	-	-	-
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	-	●	-	-	-	-
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	-	-	-	-
被保険者が負担した費用の額を示す書類	●	●	-	●	●	-
自動車検査証等、バイクその他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●	●	●
レンターグンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	●	-	●	●	●	●
お支払いする保険金の額に関する被保険者と当社との協議内容を示す書類	-	-	-	-	●	-
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類	●	-	-	-	-	-
バイクの使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があつたことを示す書類	●	●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	●	●	●	●	●	●
運転免許証の内容が有効あることを示す書類	●	●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約等と他者との間の契約内容を示す書類	●	●	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を当社にご通知いただく書類	●	●	●	●	●	●

当社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかる同意書	●	●	●	●	●	●
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	●	●	-	●	●	-
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車傷害保険のご請求にあたって、約款に定める内容を当社へご通知いただく書類	-	-	-	-	●	-

* 1 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。

* 2 当社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(注2)を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記「保険金請求に必要な書類」をご確認ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

* 3 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

2. 必ずご相談を

次の場合は事前に当社にご相談ください。

(1) 被害者と示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず当社にご相談ください。当社の承認なくご契約者（被保険者）ご自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

[示談交渉] ☐

対人および対物に関する賠償事故が起きた場合には、当社は被保険者と相手方（被害者）との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、被保険者のお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、被保険者のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用によりお引受けします。

[示談交渉のお引受けができない場合]

- ・対人事故において、ご契約のバイクに自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・対物事故において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合
- ・被保険者に賠償責任が発生しない被害事故の場合
- ・被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合
- ・相手方が当社との交渉に同意されない場合

(2) 損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合、または提起された場合

必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 自動車事故弁護士費用等補償特約について、損害賠償請求を弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合

委任契約書の提出等により、委任契約の内容について、必ず事前に当社の承認を得てください。

3. 被害者には誠意をもって

対人事故・対物事故を起こされた場合には、被害者へのお見舞い、お詫び等できる限り被害者への誠意を尽くしていただくことが円満解決のポイントです。

＜各補償・特約のお支払いする保険金とその額＞



詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

保険・特約の名称	補償の内容
賠償 対人賠償保険 (普通保険約款・ 対人賠償条項) ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のバイクに搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します ^(注) 。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには10万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払いします。
	ご契約のバイクを運転中等の事故により、他の車や建物など他人の財物に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します ^(注) 。
対物賠償保険 (普通保険約款・ 対物賠償条項) ※自動セット	(注) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。
	人身傷害補償特約 「一般タイプ」 【搭乗中のみタイプ】 記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のバイクに搭乗中方の方がバイクまたは自動車の事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母・配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額）の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。 なお、搭乗中のみ補償特約（人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約）をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のバイクに搭乗中の方のみに限定されます。（この特約をセットしない場合は「一般タイプ」としています。） ^(注)
傷害 搭乗者傷害保険 (普通保険約款・ 搭乗者傷害条項)	ご契約のバイクに搭乗中方がバイクの事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 <ul style="list-style-type: none">・死亡保険金：被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。・後遺障害保険金：被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合（4～100%）を乗じた額をお支払いします。・医療保険金：被保険者の方が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
	無保険車傷害特約 ※自動セット 無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族またはご契約のバイクに搭乗中方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。
自損事故傷害特約 ※人身傷害補償特約をセットしない場合にセット可能。	単独事故（ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故）など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のバイクに搭乗中方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none">・死亡保険金：被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします^(注)。・後遺障害保険金：被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50～2,000万円をお支払いします。・医療保険金：被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日に4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

(注1) ○：補償されます ×：補償されません

事故の種類	ご契約のバイクに搭乗中の事故	他人のバイク、バス、タクシーに搭乗中の事故	歩行中等の自動車事故
契約タイプ 一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

* 1 「他人のバイク」とは、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するバイク以外の「二輪自動車」または「原動機付自転車」のうち、ご契約のバイクと同一の用途・車種をいいます。その他の用途・車種は補償の対象となりませんのでご注意ください。また、被保険者の使用者の所有するバイクをその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。

- * 2 「バス、タクシーに搭乗中の事故」にはバス、タクシーを運転中の事故は除きます。
- * 3 「歩行中等の自動車事故」とはバイクまたは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。
- (注2) 搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金（自損事故傷害特約の場合は1,500万円）から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

保険・特約の名称	補償の内容
弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族、ご契約のバイクに搭乗中方またはご契約のバイクの所有者 ^(注1) が、バイクまたは自動車の被害事故（相手自動車・バイクの所有、使用または管理に起因する偶然な事故）で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用 ^(注2) （ ^(注3) ）について、実際に負担された金額をお支払いします。（ただし、着手金、報酬金等の費用ごとの限度額は、当社普通保険約款・特約に定める「弁護士費用保険金支払限度額度」に従い、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度とします。）また、法律相談費用 ^(注3) についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円限度にお支払いします。
(注1) ゴ契約のバイクの所有者については、ゴ契約のバイクの自動車被害事故の場合に限ります。	(注2) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や、訴訟費用等をいいます。
(注3) 当社の同意を得て負担した費用に限ります。	
対物超過修理費用補償特約	ご契約のバイクを運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合 ^(注1) において、相手の車の修理費がその価値を超過したときに、その差額 ^(注2) について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限ります。
(注1) 被害者救済費用特約（不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約）が適用され、被害者救済費用保険金が支払われる場合を含みます。	(注2) ゴ自身の過失割合分のみが対象となります。
その他 搭傷死亡等対象外特約（搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約） ※搭乗者傷害保險をセッティングした場合にセッティング可能。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。
被保険者救済費用特約 ※自動セット	ご契約のバイクの欠陥や不正アクセス等 ^(注) に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により、人身事故または物損事故が発生し、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
(注) ゴ契約のバイクの欠陥や不正アクセス等の事実がゴリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。	
自転車賠償特約 (自転車運転者損害賠償責任補償特約)	記名被保険者またはその家族が自転車の運転に起因して他人の生命または身体を害した場合（対人事故）ならびに他人の財物を滅失、破損または汚損した場合（対物事故）、法律上の損害賠償責任を負担することにより、被保険者が被る損害について、保険金を限度として補償します ^(注1) ^(注2) 。
(注1) 対人事故は1事故1名あたりの保険金額を限度とし、対物事故は1事故あたりの保険金額を限度とします。なお、万一の場合に備え、対人事故の補償は“保険金額無制限”での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。	(注2) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

<保険金をお支払いしない主な場合>

特にご注意ください

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

	保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	×	○	×	×
	対物賠償保険	×	○	×	×
傷害	人身傷害補償特約	△	△	○	
	搭乗者傷害保険	△	△	○	
	無保険車傷害特約	△	△	×	
	自損事故傷害特約	△	△	○	
	弁護士費用補償特約	△	△	×	
	被害者救済費用特約	×	○	×	×
	自動車賠償特約	×	○	×	×

○：保険金をお支払いします。 ×：保険金をお支払いできません。 △：その被保険者本人の損害または傷害についてお支払いできません。 —：対人賠償の対象外です。

(注) 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

*1 対物賠償保険または被害者救済費用特約の保険金がお支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について保険金はお支払いできません。

*2 各傷害保険において、以下の損害または傷害については保険金をお支払いできません。

(a) 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じた損害または傷害
(b) 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じた損害または傷害

*3 被害者救済費用特約において、ご契約のバイクの欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できない場合、保険金はお支払いできません。

*4 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。

(a) レース・ラリーなど競技・曲技に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害

(b) 危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害

(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害

(d) 戦争・革命・反乱・紛糾・核燃料・放射能による損害または傷害

<保険料および割引制度>

1. 保険料の決定の仕組み

保険料は、以下(1)～(4)のような要素等や後述の「2. 保険料の割引制度」によって決定されます。

当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを行っており、ご継続の際に保険料が変更となる場合があります。

(1) ノンフリート等級別料率制度

後述の<ノンフリート等級別料率制度について>をご参照ください。

(2) 記名被保険者の年齢

バイクの用途・車種が二輪自動車で、かつ運転者年齢条件が「21歳以上補償」または「26歳以上補償」の場合は、始期日における記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出しています。

(3) 使用目的

バイクの主な使用目的に応じて保険料を算出しています。保険料は、「業務使用」、「通勤・通学使用」、「日常・レジャー使用」で異なります。(各使用目的の内容は、前述の「くご契約後にご注意いただきたいこと」1. 契約締結における留意事項(1)通知義務などをご参照ください)。

*「業務使用」に該当する場合は、当社でお引受けできません。ご契約後、使用目的の変更により、「業務使用」となった場合には当社お客様センターにご通知ください。保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続を行なうことができます。(継続契約のお引受けはできませんのでご注意願います)

(4) 運転免許証の色

始期日時点における記名被保険者の運転免許証の色（「ゴールド」、「ブルー」、「グリーン」）に応じて保険料が異なります。

2. 保険料の割引制度

*各割引の割引率は適用対象となる補償種類とそうでない補償種類があるため、契約条件等によって、実際にご契約いただくお客様の保険料の割引率とは異なる場合があります。

(1) インターネット契約割引

当社 Web サイトからお申し込み・ご契約いただいた場合に、保険料を割り引きます。割引額は当社 Web サイトでご確認ください。

(2) 繙続割引

継続のご契約（前契約が当社の場合）については、当社で継続されてきた回数に応じて、保険料を以下のとおり割り引きます。（この割引は、当社 Web サイトからのお申し込み・ご契約かどうかにかかわらず、上記「(1) インターネット契約割引」とは別に、適用されます。）

継続回数 ^(注)	1回目	2回目	3回目以降
割引率	1.0%	1.5%	2.0%
名称	はじめて継続割引	2回目継続割引	長期継続割引

(注) 初めてのご継続の場合、1回目となります。

(3) e サービス（証券不発行）割引

当社 Web サイトからお申し込み・ご契約いただく際に e サービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、保険料を 500 円割り引きます。

(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)

(4) ご紹介割引

当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた方が、申込書兼確認書^(注1)またはお電話でお手続きいただいた場合^(注2)において所定の要件を満たすとき、初年度に限り、保険料を 2,000 円割り引きます。

(注1) お見積り時またはお見積りもり前に、当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた旨をご連絡いただき、当社からお送りする、本割引を適用した保険料が表示された申込書兼確認書にてお手続きいただいた場合に限ります。

(注2) したがって、本割引はインターネット契約割引との併用はできません。

(5) 長期無事故割引

ご契約のノンフリート等級が 20 等級の場合で、以下の条件を満たすときに保険料を 2.0% 割り引きます。

(A) 過去 1 年以上 20 等級が適用されており、過去 1 年以上事故有係数適用期間が 0 年であること。

(B) 過去 1 年間に 3 等級ダウン事故が発生していないこと。

*前契約の保険期間が 1 年を超える場合はまたは 1 年に満たない場合は、割引の適用条件が異なることがあります。

*中断制度をご利用する場合、長期無事故割引は適用されません。

(6) 長期無事故割引プラス

ご契約のノンフリート等級が 20 等級の場合で、以下の条件を満たすときに適用されます。

(A) 長期無事故割引が適用されるご契約であること。

(B) 前契約が当社であること。

(C) 前契約において解約または中断証明書を発行していないこと。

初めて長期無事故割引プラスが適用される場合、保険料を 1.0% 割り引きます。継続のご契約においても長期無事故割引プラスが適用される場合は、この割引の適用年数に応じて、保険料を以下のとおり割り引きます。

適用年数 ^(注)	1年目	2年目	3年目以降
割引率	1.0%	1.5%	2.0%

(注) 初めて長期無事故割引プラスが適用されるご契約を 1 年目とします。

(7) 複数台割引

当社で自動車保険またはバイク保険をご契約いただいている方が、新たに自動車保険またはバイク保険を当社 Web サイトの「My ホームページ」からお申し込み・ご契約いただいた場合に、保険料を 1,000 円割り引きます。(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)

<ノンフリート等級別料率制度について>

1. ノンフリート等級別料率制度について

(1) ノンフリート等級別料率制度

前契約の保険事故の有無や件数等に基づき 1 等級から 20 等級までのノンフリート等級、「無事故」／「事故有」の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社や JA 共済等所定の共済からも引き継ぐことができますが、自動車保険、ドライバー保険との間では引き継ぐことができません。

(2) ノンフリート等級別料率制度における割増引率の適用方法

(A) 前契約がなく、初めてバイク保険をご契約される方

初めてご契約される場合は 6(S) 等級となり、運転者年齢条件別の下表の割増引率が適用されます^(注)。また、事故有係数適用期間は 0 年となります。

(注) 一部の特約については、本割増引率が適用されません。

<割増引率表>

運転者年齢条件	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償
割増引率	割増 31%	割増 5%	割引 12%

(注) ご契約の始期日時点における割増引率であり、将来変更となる場合があります。また、「無事故」／「事故有」の区分はありません。なお、実際にご契約いただくお客様の保険料は、本割増引率に加え、その他の要素（前述の「保険料および割引制度」ご参照）等により算出されます。

(B) 前契約のノンフリート等級を引き継ぎ、ご契約される方

下記【ノンフリート等級の決定方法】および【事故有係数適用期間の決定方法】により、継続契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間が決定されます^(注1)。事故有係数適用期間が0年となる場合は、後述の「ノンフリート等級別割引率表」【無事故】の割引率が適用され、事故有係数適用期間が1~6年となる場合は、その期間中は同表の【事故有】の割引率が適用されます^(注2)。

(注1) 継続手続き後でもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正する場合

次の場合には、継続手続き後であってもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正します。なお、ノンフリート等級、事故有係数適用期間の修正によって割引率が変更となる場合には、保険料を追加請求または返還しますので、ご了承ください。

- お見積もりの作成時以降や、ご契約締結から補償開始までの間に事故があった場合
- 事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合（事故件数として数えません。）
- 前契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合（その事故を前契約の事故として取り扱います。）
- 前契約が解除された場合 等

(注2) 一部の特約については、本割引率が適用されません。

【ノンフリート等級の決定方法】

前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が1年のとき^(注1)、継続契約のノンフリート等級は次のとおり決定されます。

前契約の事故の区分 ^(注2)	継続契約のノンフリート等級
無事故／ノーカウント事故のみ	前契約の等級から「1つ」上がります。
3等級ダウン事故	前契約の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。

【事故有係数適用期間の決定方法】^(注3)

前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が1年のとき^(注1)、継続契約の事故有係数適用期間は次のとおり決定されます。

・前契約に3等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「3年」を、前契約の事故有係数適用期間に加算します。 ^(注2)
・保険期間を満了するごとに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。ただし、前契約の事故有係数適用期間が0年の場合は「1年」を減算しません。
・事故有係数適用期間の上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。

(注1) 前契約の保険期間が1年以外のご契約の場合は、取り扱いが異なります。
(注2) 事故の区分は後述の「(3) ノンフリート等級別料率制度における事故の取り扱い」をご参照ください。

(注3) 前契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済とのご契約の場合で、前契約より前のご契約が次の条件をすべて満たしているときは、前契約までを「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の事故有係数適用期間が決定されます。

- 継続契約の始期日を含めて過去13ヶ月以内に満期日・解約日または解除日があること。
- 「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること。
- 2013年4月1日以降を始期日とする契約であること。

<ノンフリート等級別割引率表>

ノンフリート等級	割増			割引						
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10
無事故	6	4	2	8	1	2	1	3	1	9
事故有 ^(注)	6	4	2	8	1	2	1	3	1	9

ノンフリート等級	割引									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	4	7	4	8	4	9	5	1	5	2
事故有 ^(注)	2	5	2	7	2	9	3	1	3	3

(注) 実際にご契約いただくお客さまの保険料は、本割引率に加え、その他の要素（前述のく保険料および割引制度）をご参照）。等により算出されます。

(3) ノンフリート等級別料率制度における事故の取り扱い

ノンフリート等級別料率制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①~②の区分となります。

① 3等級ダウン事故 ^(注)	下記の「②ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。
②ノーカウント事故	搭乗者傷害保険、人身傷害補償特約、無保険車傷害特約、弁護士費用補償特約、被害者救済費特約、自転車賠償特約に係る保険金のみお支払いした事故をいいます。

(注) 保険金をお支払いする事故があった前契約の始期日が2013年3月31日以前の場合は「カウント事故」となります。

*1 前契約に車両保険がセットされており、かつ車両事故があった場合の取り扱い

いについては、当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

- *2 対物超過修理費用補償特約については、対物事故により相手の車の損害に対して保険金が支払われる場合に特約の保険金が支払われるため、事故のカウントを行いません。
- *3 事故の種類、事故の内容については、損害保険各社により扱いが異なる場合があります。
- *4 前契約に等級プロテクト特約がセットされていても、当社での事故件数の考え方には反映されません。
- *5 対人事故のうち、被害者へのお見舞い金等の臨時費用のみお支払いした事故についてはノーカウント事故として取り扱います。
- *6 事故連絡をいただいて、保険金がまだ支払われていない事故も含みます。

(4) ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意

- (A) 前契約の記名被保険者と今回のご契約の記名被保険者が異なる場合
下記(a)～(c)に該当する方以外に記名被保険者を設定する場合はノンフリート等級を引き継ぐことができません。ノンフリート等級を引き継ぐことができない場合は、初めてご契約いただく場合と同じ取り扱いとなり6(S)等級が適用されます。
 - (a) 前契約の記名被保険者
 - (b) 前契約の記名被保険者の配偶者
 - (c) (a)または(b)と同居の親族
- *1 (a)または(b)の別居の未婚の子や別居の親族などへはノンフリート等級を引き継ぐことはできません。また、前契約の記名被保険者が法人の場合には、どなたにもノンフリート等級を引き継ぐことができません。
- *2 車検証上の所有者名が変更されずに記名被保険者が上記(a)～(c)以外の方に変更された場合、前契約の満期日または解約日から13ヶ月以内は、上記にかかわらず以下のこととあります。
 - ・新契約のノンフリート等級が1～5等級になる場合に限り、ノンフリート等級の引継ぎを行います。
 - ・新契約の事故有係数適用期間が1～6年になる場合に限り、事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

(B) 前契約があり、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して8日以上となる場合は、原則、前契約のノンフリート等級の引継ぎはできませんが、前契約のノンフリート等級（ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定されたノンフリート等級とします。）が1～5等級または6(F)等級の場合は、前契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13ヶ月以内の日を始期日とする継続契約に前契約のノンフリート等級が引き継がれます。（前契約のノンフリート等級が7等級以上の場合は6(F)等級、6(S)等級の場合は前契約の保険期間によって取り扱いが異なります。）

また、前契約の事故有係数適用期間が引き継がれます。（前契約の保険期間が1年の場合であっても、事故有係数適用期間の減算はありません。）

(C) 前契約の保険証券上に記載された満期日と今回のご契約の始期日が異なる場合でも、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して7日以内の場合は、前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

2. 契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について

ノンフリート等級の適正な引継ぎを行うために、ノンフリート等級別料率制度に参加している保険会社等の間で前契約の記名被保険者・保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・事故件数等を確認させていただきます。ただし、現行の制度では当社でご契約いただく前に、前契約のそれらの項目を確認することができず、確認のために保険期間の開始後4ヶ月程度の時間がかかる場合があります。万一、ノンフリート等級・事故有係数適用期間に誤りがあることが判明した場合は、始期日にさかのばりご契約内容の訂正と保険料の追加・返還が必要となります。なお、保険料が追加となる場合に追加保険料の払込みに応じていただけないときなどは、ご契約を解除させていただくことがあります。

<ロードサービス、事故対応に付随するサービスについて>

ロードサービスや事故対応に付随するサービスは、保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして提供するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更すこがありますので、最新の内容は当社Webサイトでご確認ください。

*ロードサービスは、「三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約」に同意いただけたうえでご利用いただけます。

<普通保険約款および特約の適用について>

1. 総合バイク保険・普通保険約款の適用について

普通保険約款は、保険証券に条項名または保険額が記載されている項目について適用されます。なお、第4章基本条項については、すべての契約に適用されます。

2. 総合バイク保険・特約の適用について

特約は、原則保険証券に表示されている特約^(注)について適用されます。
(注) 後述のく特約一覧くをご参照ください。

＜保険用語のご説明＞



この「約款のしおり」で使用しております用語につきご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載している内容は、保険用語について的一般的な説明です。実際の保険金等のお支払いの条件は普通保険約款および特約の規定に基づきますのでご注意ください。

用語	ご説明
あ	医学的他覚所見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	逸失利益 事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
か	解約日 保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
	家族 「記名被保険者の配偶者」「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。
危険物 道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物および劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。 (例) ガソリン、灯油、軽油、重油	
	記名被保険者 ご契約のバイクを主に運転される方で、保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下（原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、他のもののは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
ご契約のバイク	保険契約により保険の対象となるバイクのことをいい、保険証券に明記されます。
さ	始期日 保険期間の初日をいいます。
	事故有係数適用期間 ノンフリート等級制度における等級別の「無事故」／「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間（始期日時点における残り年数） ^(注) のことをいいます。 (注) 事故有係数適用期間が0年のときは、「無事故」の割増引率を適用します。
自賠責保険等	自動車損害賠償保険法に基づく責任保険（自賠責保険）または責任共済（自賠責共済）をいいます。
所有権留保条項付売買契約	バイク販売店等が顧客にバイクを販売する際に、バイク販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売されたバイクの所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだバイクの売買契約をいいます。
親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
前契約	新契約の始期日から過去13ヶ月以内に記名被保険者、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者または記名被保険者の配偶者」と同居の親族の方が契約していた、記名被保険者またはバイクを同一 ^(注) とする自動車（バイク）保険の契約で、まだ、どのバイクにもノンフリート等級を引き継いでいる契約をいいます。 (注) 記名被保険者については、所定の変更がある場合も含みます。また、バイクについては、同一の用途・車種内の変更となる場合を含みます。
た	治療 医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な	入院 治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ノンフリート契約者	所有・使用するバイク・お車のうち、自動車（バイク）保険をご契約されているバイク・お車の合計台数が9台以下の保険契約者をいいます。
ノンフリート等級	ノンフリート契約者の方に適用する保険料割増引制度で、1等級から20等級までの等級区分に分かれています。ノンフリート等級は、他の損害保険会社やJA共済等からも引き継ぐことができます。
は	配偶者 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方 ^(注) を含みます。 (注) 性別が同一である方の場合は、所定の資料等により確認させていただきますので、当社お客さまセンターまでご連絡ください。

被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払込むべき金銭をいいます。
ま	
満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
や	
用途・車種	車両番号標等に基づき定めた二輪自動車または原動機付自転車等の区分をいいます。

総合バイク保険 普通保険約款

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算する基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約意思の表示	当会社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当会社がインターネット上に掲示する契約情報掲示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。 ^(注) ① 基本条項第2条（保険契約の申込み）(1) ①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、申込書兼確認書の記載事項 ② 基本条項第2条（1）②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話、情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 ③ 基本条項第2条（1）③に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
ご契約のバイク	保険証券記載の自動車をいいます。
さ 失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代理業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの方が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	ご契約のバイクと同一の用途車種の自動車を新たに取得 ^(注) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	ご契約のバイクと同一の用途車種の自動車で、ご契約のバイクが廃車、譲渡または返却された時点でのいわゆるに該当する者が所有 ^(注) するものをいいます。ただし、ご契約のバイクおよび新規取得自動車を除きます。 ① ご契約のバイクの所有者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注) 所有 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
新規取得自動車	新たに取得 ^(注) しまたは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

た 対人事故	ご契約のバイクの所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	ご契約のバイクの所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期料率	別表Ⅲに掲げる率をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき金銭であつて、対人賠償条項・対物賠償条項または搭乗者傷害条項の保険金およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であつて、保険証券記載の保険金額をいいます。
ま 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます。
申込書兼確認書	当会社が定める保険契約申込書兼確認書をいいます。
や 用途車種	車両番号標 ^(注) 等に基づき定めた二輪自動車または原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 (注) 車両番号標 標識番号標を含みます。

第1章 対人賠償条項

第1条（用語の定義）

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当会社は、1回の対人事故による（1）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
 ご契約のバイクに自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注)の故意
 - 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 台風、洪水または高潮
 - 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ③から⑦までの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注)のために使用すること、またはご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注)を行うことを目的とする場所において使用^(注)すること。
 - ご契約のバイクに危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、またはご契約のバイクが、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
 - ご契約のバイクを空港^(注)内で使用している間に生じた事故
- (注) 法定代理人
 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 噴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 使用

救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 業務

家事を除きます。

(注9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

(2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合－その2)

(1) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② ご契約のバイクを運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被保険者の父母、配偶者または子

④ 被保険者の業務^(注)に從事中の使用者

⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に從事中の他の使用者。ただし、被保険者がご契約のバイクをその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。

(注) 業務

家事を除きます。

(2) 当会社は、ご契約のバイクの所有者^(注)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のバイクを使用している場合に、同じ使用者の業務に從事中の他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、(1) ⑤の規定を適用しません。

(注) 所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

① ご契約のバイクが所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② ご契約のバイクが 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、ご契約のバイクを所有する者

第5条 (被保険者の範囲)

この対人賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② ご契約のバイクを使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のバイクを使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のバイクを使用または管理している間を除きます。

④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者がご契約のバイクをその使用者^(注)の業務に使用している場合に限ります。

(注) 使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第6条 (個別適用)

(1) この対人賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第 3 条（保険金を支払わない場合－その1）(1) ①の規定を除きます。

(2) (1) の規定によって、第 11 条（支払保険金の計算）(1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額および同条(2) ②に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

第7条 (当会社による援助)

被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条 (当会社による解決)

(1) 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。

(注) 訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

(2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額^(注)の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ ご契約のバイクに自賠責保険等の契約が締結されていない場合

④ 正当な理由がなく被保険者が(2) に規定する協力を拒んだ場合

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

ご契約のバイクに自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ (3) に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになつた場合

⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠責保険等によって支払われる金額 ^(注)	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
-----------------------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

ご契約のバイクに自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第10条 (費用)

(1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 基本条項第 22 条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第 22 条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第 8 条（当会社による解決）(2) の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

(2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または

身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したときは、(1) の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

第 11 条（支払保険金の計算）

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者 1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上 } + \text{ 前条 (1) ①から } - \text{ 自賠責保険等によつて支払われる金額 } = \text{ 保険金の額}$$

(注) 前条 (1) ①から ③までの費用

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

契約のバイクに自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条 (1) ④および⑤の費用

② 前条 (2) の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者 1名につき 10 万円とします。

③ 第 8 条（当会社による解決）(1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第 12 条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第 7 条（当会社による援助）または第 8 条（当会社による解決）(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、生命または身体を害された者 1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付せられると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第 9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第 9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ただし書および前条 (1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

(4) (1) の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(1) の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(5) 基本条項第 25 条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第 13 条（先取特権）

(1) 対人事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第 10 条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行なったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注)

(注) 1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注) 2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、

(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第 10 条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第 14 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条 (2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第 10 条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 2 章 対物賠償条項

第 1 条（用語の定義）

この対物賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第 2 条（保険金を支払う場合）

当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第 3 条（保険金を支払わない場合－その 1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注)の故意

② 記名被保険者以外の被保険者の故意

③ 戰争、外國の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 台風、洪水または高潮

⑥ 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故

⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注)のために使用すること、またはご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注)を行うことを目的とする場所において使用^(注)すること。

⑩ ご契約のバイクに危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、またはご契約のバイクが、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

⑪ ご契約のバイクを空港^(注)内で使用している間に生じた事故

(注) 法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注) 2) 崩壊

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注) 3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注) 4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注) 5) 競技もしくは曲技

競技もしくは曲技のための練習を含みます。

(注) 6) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注) 7) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注) 8) 業務

家事を除きます。

(注) 9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

(2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第 4 条（保険金を支払わない場合－その 2）

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② ご契約のバイクを運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被保険者の父母、配偶者または子

第 5 条（被保険者の範囲）

この対物賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② ご契約のバイクを使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のバイクを使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のバイクを使用または管理している間を除きます。
④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者がご契約のバイクをその使用者^(注)の業務に使用している場合に限ります。

(注) 使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第6条 (個別適用)

- (1) この対物賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)①の規定を除きます。
(2) (1)の規定によって、第11条(支払保険金の計算) (1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条 (当会社による援助)

被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条 (当会社による解決)

- (1) 被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社と解決条件について合意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。

(注) 訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

- (2) (1)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、ご契約のバイクに生じた損害にかかるご契約のバイクの所有者および被保険者の損害賠償請求に関するものは含みません。

- (3) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 正当な理由がなく被保険者が(3)に規定する協力を拒んだ場合

第9条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する理由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がないこと。

(注) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償額	= 損害賠償額
-----------------------------------	---	------------------------------	---------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① (2)④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認

められる場合

- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
(7) (6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

(注) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

第10条 (費用)

保険契約または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 偶然な事故によってご契約のバイクに積載していた動産^(注)が落下したことに起因して、落下物を取り戻すために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取戻費用

⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関ル法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときにおいて、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用

⑥ 対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条(当会社による解決)③の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 1. 費用
収入の喪失を含みません。

(注) 2. ご契約のバイクに積載していた動産
法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されている動産を除きます。

第11条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{前条①から⑤までの費用} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものが保険金の額} = \text{保険金の額}$$

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 前条⑥および⑦の費用
② 第8条(当会社による解決)①の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第12条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第7条(当会社による援助)または第8条(当会社による解決)①の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の対物事故につき、保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内での、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険証券記載の保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金
利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)②ただし書、同条⑦ただし書および前条①ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金
利息を含みます。

(4) (1)の供託金^(注)が第三者に返付された場合には、その返付された供託金^(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたも

のとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

(5) 基本条項第25条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第13条（先取特権）

(1) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第10条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注3)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注4)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)または(4)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第10条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第10条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3章 搭乗者傷害条項

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

① ご契約のバイクの運行に起因する事故

② ご契約のバイクの運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のバイクの落下

(2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝撃による障害

② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のバイクを運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のバイクを運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のバイクを運転している場合に生じた傷害

③ 被保険者が、ご契約のバイクの使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のバイクに搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故

④ ③に規定した以下の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、またはご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注4)を行ふことを目的とする場所において使用^(注5)すること。

⑦ ご契約のバイクに危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、またはご契約のバイクが、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料物を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 使用

急救、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 業務

家事を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この搭乗者傷害条項における被保険者とは、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とします。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法でご契約のバイクに搭乗中の者

② 業務としてご契約のバイクを受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 保険金額の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表Iの1または別表Iの2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表Iの1または別表Iの2の各等級}}{\text{後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表Iの1または別表Iの2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(3) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第9条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受け、その直接の結果として、生活機能または業務能力の喪失または減少をきたし、かつ、入院または通院をした場合は、1回の事故につき、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。
- ① 入院または通院した治療日数の合計が5日以上となり、かつ、5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合は、10万円
- ② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合は、1万円
- (2) (1) の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギブスを常時装着したときは、その日数を含みます。

- ① 長管骨^(注)の骨折および脊柱の骨折によるギブス
② 長管骨^(注)に接続する三関節部分の骨折で長管骨^(注)部分も含めたギブス
③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

(注) 長管骨
上腕骨・桡骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

第10条（他の身体の障害または疾病的影響等）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由なく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第7条（死亡保険金の支払）、第8条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第12条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第4章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対する保険契約の申込みは、次のいずれかの方法によって行うものとします。
- ① 申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、契約意思の表示を行うこと。
③ 契約情報画面等に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当会社に送信すること。
- (2) (1) の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は保険契約引受けの可否を審査し、受け受けを行ふものについては、保険契約者に対してその旨を通知します。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定めるところに従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定める方法で通知する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条(1)に規定する保険料が払い込まれなかつた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、第17条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、ご契約のバイクが日本国内^(注)にある間に生じた事故による損害または傷害に對してのみ保険金を支払います。

(注) 日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
③ 保険契約者または記名被保険者が（1）の事実の告知をすることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者または媒介を行なうことができる者が妨げた場合
④ 保険契約者または記名被保険者に対し、(1) の告知に関し、事実を告げず、または事実と異なることを告げることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者または媒介を行なうことができる者が勤めた場合
⑤ 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面または当会社の別に定める方法をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合
　　なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認める限り、これを承認するものとします。
- ⑥ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結から5年を経過した場合

- (4) (3) ③および④の規定は、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者の（3）または④に規定する行為がなかつたとしても保険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。
- (5) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅延なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① ご契約のバイクの用途車種または車両番号もしくは標識番号を変更したこと。
② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

- (注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
　　告知事項のうち、契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅延なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受け範囲^(注)を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
- (注) この保険契約の引受け範囲

- 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、

その返還を請求することができます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（ご契約のバイクの譲渡）

(1) ご契約のバイクが譲渡^(注1)された場合であっても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務は、譲受人^(注2)に移転しません。ただし、保険契約者が普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務をご契約の譲受人^(注2)に譲渡^(注1)する旨を書面または当会社の別に定める方法をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人^(注2)に移転します。

(注1) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合のご契約のバイクの返還を含みます。

(2) 当会社は、ご契約のバイクが譲渡^(注1)された後^(注2)に、ご契約のバイクについて生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合のご契約のバイクの返還を含みます。

(注2) ご契約のバイクが譲渡された後

(1) ただし書の書面を受領した後または当会社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

第11条（ご契約のバイクの入替）

(1) 次のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもってその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車とご契約のバイクの入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、その新規取得自動車またはその所有自動車について、この保険契約を適用します。

① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合

ア. ご契約のバイクの所有者

イ. 記名被保険者

ウ. 記名被保険者の配偶者

エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

② ご契約のバイクが廃車、譲渡または返還された場合

ただし、所有自動車がある場合に限ります。

(2) (1) ①の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① ご契約のバイクが所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② ご契約のバイクが貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合には、ご契約のバイクを所有する者

(3) 当会社は、(1) の場合においては、自動車の新規取得のあった後^(注1)に新規取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。また、(1) ②の場合においては、ご契約のバイクが廃車、譲渡または返還された後^(注2)に、所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) (1) の書面を受領した後または当会社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

第12条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第13条（保険契約の取消し）

保険契約者は、当会社に対する書面または当会社の別に定める方法による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当会社が未払込保険料^(注2)を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まれなければなりません。

(2) (1) の規定によりこの保険契約の解約後に当会社が未払込保険料^(注2)を請求した場合において、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、(1) の規定にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第15条（当会社による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第10条（ご契約のバイクの譲渡）(1) または第11条（ご契約のバイクの入替）

(1) の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、ご契約のバイクが廃車、譲渡または返還された場合に限ります。

(2) (1) に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月を経過した場合に消滅します。

第16条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行ひ、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または記名被保険者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力^(注)に對して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるること。

ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の經營を支配し、またはその法人の經營に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者^(注1)が、(1) ③からオまでのいずれかに該当すること。

② 被保険者^(注2)に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③からウまでのオのいずれかに該当すること。

(注1) 被保険者
対人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。

(注2) 被保険者
搭乗者傷害条項における被保険者に限ります。

(3) (1) または(2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が(1) ③からオまでのいずれかに該当することにより(1) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害^(注)については適用しません。

(注) 損害
対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③からオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

(1) (4) の損害^(注)
② 搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、(1) ③からウまでのオのいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1) ③からウまでのオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3) の規定を適用するものとします。

(注) 損害
対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③からオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第17条（保険契約の解約・解除の効力）

(1) 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1) の規定にかかわらず、第14条（保険契約による保険契約の解約）(2) の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条(1) の規定により解約した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第7条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、差額保険料^(注)を返還または請求します。

(注) 差額保険料
変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合
差額保険料^(注1)から差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合

差額保険料^(注1)に危険増加が生じた時^(注2)以降の期間に対応する短期料率を乗じた額

(注1) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(3) (1)または(2)の追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(注3)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害を除きます。

(注3) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(5) 第10条(ご契約のバイクの譲渡)(1)または第11条(ご契約のバイクの入替)(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合

差額保険料^(注4)から差額保険料^(注5)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合

差額保険料^(注4)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(6) 当会社が(5)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日^(注6)からその日を含めて14日以内に、(5)の追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 変更日

第10条(ご契約のバイクの譲渡)(1)または第11条(ご契約のバイクの入替)(1)の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。

(7) (6)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(8) (6)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(9) 当会社は、(1)、(2)および(5)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合

差額保険料^(注4)から差額保険料^(注5)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合

差額保険料^(注4)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(10) 当会社が(9)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は契約条件変更日^(注6)からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 契約条件変更日

(9) の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(11) (10)に定める期間内に(9)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびご契約のバイクについて適用される特約に従い、保険金を支払います。

第19条(保険料の返還－無効または失効の場合)

(1) 第12条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第20条(保険料の返還－取消しの場合)

第13条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第21条(保険料の返還－解除・解約の場合)

(1) 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、同条(6)、第15条(当会社による保険契約の解除)(1)、第16条(重大事由による解除)(1)、第18条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)、同条(7)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第14条(保険契約による保険契約の解約)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当会社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第22条(事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。

ア 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ ご契約のバイクが盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。

⑤ ご契約のバイクを修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行なう場合を除きます。

⑥ 他人に損害賠償の請求^(注7)を受ける場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑦ 損害賠償の請求^(注7)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行なう場合を除きます。

⑧ 損害賠償の請求^(注7)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。

⑨ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行なう損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その実事を含みます。

第23条(事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

② 前条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害

③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注8)をすることによって取得できただと認められる額

④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事實と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

① 対人賠償条項^(注9)および対物賠償条項に関しては、損害の額

② 対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。

(注) 対人賠償条項

対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用を除きます。

第25条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

① 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時

ア 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

イ 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ウ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度におなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院した日数の合計が5日となった時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを作成しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書^(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 保険金の請求書

② 保険証券

- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書^(注1)
- ④ 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関する支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関する支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 対人賠償条項および対物賠償条項による保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
- ⑧ 対物賠償条項における対物事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2)および被害が生じた物の写真^(注3)
- ⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故またはご契約のバイクと他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

(注2) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

(3) ては、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注4)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない場合には、①以外の配偶者^(注5)または②以外の3親等内の親族
(注) 配偶者

「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日^(注6)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)

①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場

合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第27条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、搭乗者傷害に関して、第22条(事故発生時の義務)^(注2) ②もしくは③の規定に定める通知または第25条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第28条(損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が対人賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)または対物賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑦ 対物賠償条項における対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1)および被害が生じた物の写真^(注2)

⑧ その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注4)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注5)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合は(1)、(2) もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当会社は、対人賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)^(注2) ①から⑤まで、対物賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)^(注2) ①から④までまたは同条(6)

①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（7）（6）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（6）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて次に掲げる日数^(注)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① （6）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注) 180日
- ② （6）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ （6）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（6）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ （6）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（8）（6）および（7）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかつた場合^(注)には、これにより調査が遅延した期間については、（6）または（7）の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

第 29 条（時効）

保険金請求権は、第 25 条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 30 条（損害賠償額請求権の行使期限）

対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 31 条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を得た場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第 32 条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務をご契約のバイクの譲受人^(注)に移転させる場合は、第10条（ご契約のバイクの譲渡）（1）の規定によるものとします。

(注) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に

申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 33 条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 34 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 35 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表 I> 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第1級	<ul style="list-style-type: none">① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第2級	<ul style="list-style-type: none">① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

2. 1. 以外の後遺障害

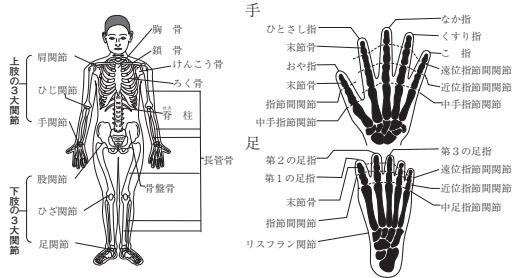
等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第1級	<ul style="list-style-type: none">① 両眼が失明したもの② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したるもの③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの④ 両上肢の用を全廃したもの⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの⑥ 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	<ul style="list-style-type: none">① 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの③ 両上肢を手関節以上で失ったもの④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	<ul style="list-style-type: none">① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	<ul style="list-style-type: none">① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの③ 両耳の聴力を全く失ったもの④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）⑦ 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%	<p>① 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 1眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもののまたはおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%		
第6級	<p>① 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑧ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの</p>	50%				
第7級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 兩側の睾丸を失ったもの</p>	42%				
第8級	<p>① 1眼が失明し、または 1眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%				
第10級	<p>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%				
第11級	<p>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢に変形を残すもの ⑨ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑩ 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%				
第12級	<p>① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑫ 1足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの</p>	10%				

第 13 級	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変形を残すもの ④両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまづげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したものの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部器器の機能に障害を残すもの	7%
第 14 級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまづげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	4%

- (注)
- 各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 - 同一事故により、本表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、以下のとおり等級を決定します。
 - 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級を3級上位の等級に繰上げます。
 - 上記(1)以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を2級上位の等級に繰上げます。
 - 上記(1)および(2)以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を1級上位の等級に繰上げます。ただし、搭乗者傷害条項については、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の規定により決定した等級に対応する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - 上記(1)から(3)まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級とします。

注 関節などの説明図



<別表Ⅱ> ご契約のバイクの入替ができる用途・車種区分表

ご契約のバイク

新規取得自動車（注1）
または所有自動車（注2）

二輪自動車 → 二輪自動車
原動機付自転車 → 原動機付自転車

（注1）新規取得自動車

「用語の定義」に規定する新規取得自動車をいいます。

（注2）所有自動車

「用語の定義」に規定する所有自動車をいいます。

<別表Ⅲ> 短期料率表

既経過期間・未経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

総合バイク保険 特約

(1) 運転者年齢限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	ご契約のバイクを運転する者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)

(1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない次のいずれかに該当する者がご契約のバイクを運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務^(注)に従事中の使用者

(注) 業務
家事を除きます。

(2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者がご契約のバイクを運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① ご契約のバイクが盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のバイクについて生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のバイクを使用または管理している間にそのご契約のバイクについて生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故または普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故

(2) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転免許	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条（運転免許）第 1 項に定める運転免許であって、かつ、ご契約のバイクを運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
運転免許取得者	次のいずれかに該当する者のうち、運転免許を取得した者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
免許取得日	交付された運転免許証に記載されている免許の年月日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に運転者年齢限定特約が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

第3条 (運転免許取得者に対する自動補償)

(1) 当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合は、この特約により、免許取得日以後、②の承認までの間は、この保険契約に適用されている運転者年齢限定特約の年齢条件に該当しない運転免許取得者がご契約のバイクを運転している間に生じた事故による損害に対しては、この保険契約に適用されている運転者年齢限定特約の規定にかかわらず、普通保険約款およびこの保険契約に適用される運転者年齢限定特約以外の特約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 運転免許取得者が運転免許を最初に取得した場合であること。
 - ② 免許取得日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって運転者年齢限定特約の変更または削除の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。
 - ③ 保険契約者が、次条の追加保険料を払い込むこと。
- ただし、支払う保険金は、普通保険契約対人賠償条項もしくは対物賠償条項または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に規定する保険金に限ります。
- (2) (1) ②における運転者年齢限定特約の変更または削除は、変更または削除後の年齢条件を適用したこの保険契約において、運転免許を新たに取得した運転免許取得者がご契約のバイクを運転している間に生じた損害に対して、保険金を支払うことができる変更または削除に限ります。

第4条 (追加保険料の請求)

当会社は、前条(1)②の承認をする場合には、差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額を請求します。

(注) 差額保険料

この保険契約に適用されている年間保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

第5条 (保険金の請求)

この特約により保険金が支払われる場合におけるその保険金の請求権は、次に規定する時のいずれか遅い時に発生し、これを行なえることができるものとします。

- ① 第3条（運転免許取得者に対する自動補償）(1) の条件をすべて満たした時
- ② 普通保険約款基本条項第 25 条（保険金の請求）(1) ①に規定する時
- ③ 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第 12 条（保険金の請求）(1) に規定する時

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(3) 自損事故傷害特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保険法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条（定義）第 4 項に定める運転者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保険法第 2 条第 3 項に定める保有者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されておらず、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保険法第 3 条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約および普通保険約款基本条項^(注)に従い、保険金を支払います。

- ① ご契約のバイクの運行に因起する事故
- ② ご契約のバイクの運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のバイクの落下。ただし、被保険者がご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中である場合に限ります。

(注) 普通保険約款基本条項

ご契約のバイクについて適用される他の特約を含みます。

(注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のバイクを運転している場合、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のバイクを運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のバイクを運転している場合に生じた傷害

③ 被保険者が、ご契約のバイクの使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のバイクに搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の鬪争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

または暴動^(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注2) もしくは核燃料物質^(注2) によって汚染された物^(注3) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被保険者がご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、またはご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注4)を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。

⑦ ご契約のバイクに危険物^(注6) を業務^(注7)として積載すること、またはご契約のバイクが、危険物^(注6) を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 暴動

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 使用

救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 亂暴

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 業務

家事を除きます。

(5) 当会社は、自動車取扱業者がご契約のバイクを業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第 5 条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① ご契約のバイクの保有者

② ご契約のバイクの運転者

③ ①および②以外の者で、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注8) に搭乗中の者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法でご契約のバイクに搭乗中の者は被保険者に含みません。

第 6 条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 7 条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500 万円^(注9) を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 1 回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った額を控除した残額とします。

(2) (1) の被保険者の法定相続人が 2 名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第 8 条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表 I^(注10) の 1 または普通保険約款別表 I^(注10) の 2 に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

(注) 普通保険約款別表 I

注書きも含みます。

(2) 既に後遺障害のある被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表 I^(注10) の 1 または普通保険約款別表 I^(注10) の 2 に掲げる加重後当する等級に定める金額 = 後遺障害保険金の額
の後遺障害に該当する等級に定める金額

(注) 普通保険約款別表 I

注書きも含みます。

第 9 条（医療保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度におった日までの治療日数に

対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$6,000 \text{ 円} \times \text{入院日数} = \text{医療保険金の額}$$

② 通院した場合

$$4,000 \text{ 円} \times \text{通院日数}^{(注)} = \text{医療保険金の額}$$

(注) 通院日数

①に該当した日数を除きます。

(2) (1) の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1) ②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。

① 長管骨^(注) の骨折および脊柱の骨折によるギブス

② 長管骨^(注) に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注) 部分も含めたギブス

③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

(注) 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

(4) (1) の医療保険金の額は、1 回の事故につき、100 万円を限度とします。

(5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響等）

(1) 被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 11 条（当会社の責任限度額等）

(1) 1 回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第 7 条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1,500 万円を限度とします。

(2) 1 回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第 8 条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000 万円を限度とします。

(3) 当会社は、(1) および(2) に定める保険金のほか、1 回の事故につき、第 9 条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第 12 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額の額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、第 1 条（用語の定義）保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注) とに区分して算出するものとします。

(注) それ以外の保険金

死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第 13 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時

③ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて 160 日を経過した時

のいずれか早い時

第 14 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 15 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および普通保険約款別表 I^(注) の規定を以下とのおり読み替えます。

① 普通保険約款基本条項第 16 条（重大事由による解除）の規定中(2) (注1) の「対

- 人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項」ならびに（2）（注2）および（5）②の「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 普通保険約款基本条項第27条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「搭乗者傷害」とあるのは「この特約」、「第25条（保険金の請求）」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）」
- ③ 普通保険約款基本条項第29条（時効）の規定中「第25条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）」
- ④ 普通保険約款別表Ⅰ（注2）2の（3）の規定中「ただし、搭乗者傷害条項については、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の規定により決定した等級に対応する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。」とあるのは「ただし、それぞれの等級に対するこの特約の別表に定める金額の合計額が上記の規定により決定した等級に対するこの特約の別表に定める金額に達しない場合は、その合計額とします。」

（注）普通保険約款別表Ⅰ

注書きも含みます。

＜別表＞ 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護をする後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

（4）無保険車傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	ご契約のバイク以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。 （注）被保険者が所有する自動車 所有権保留料項付販買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをおいいます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	ご契約のバイク以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第3条（保険金を支払う場合）（1）と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

無保険自動車	<p>相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注1）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p> <p>① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 (注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。</p>
無保険車事故	<p>無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Ⅰの1または普通保険約款別表Ⅰの2に掲げる後遺障害（注2）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注2）が生じることをいいます。</p> <p>（注）後遺障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。</p>

第2条（この特約の適用条件）

- （1）この特約は次のいずれかに該当する場合に適用されます。
- ① この保険契約に人身傷害補償特約が適用されない場合
② 無保険車事故が、人身傷害補償特約の保険金の支払対象となる事故である場合で、同特約より支払われるべき保険金の額がこの特約により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を下回る場合
③ 人身傷害補償特約第10条（支払保険金の計算）（3）の規定により人身傷害保険金が支払われる場合
- （2）（1）（2）の場合、当会社は、その被保険者については、人身傷害補償特約による保険金を支払わず、既に支払っていたときにはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約および普通保険約款基本条項（注）に従い、保険金を支払います。
（注）普通保険約款基本条項
ご契約のバイクについて適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の損害の額は、第9条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
- （3）当会社は、1回の無保険車事故による（1）の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に對してのみ保険金を支払います。
① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注3）
(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
(注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻

薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害

- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 台風、洪水または高潮
④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
① 被保険者の父母、配偶者または子
② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注4）に従事している場合に限ります。
③ 被保険者の使用者の業務（注4）に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注4）に従事している場合に限りません。
(注) 業務
家事を除きます。

(2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が 2 台以上ある場合で、これらの人または（1）②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

(3) ご契約のバイクについて適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注5）には、当会社は、保険金を支払いません。

(注) 保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けられる場合を含みます。

(4) 当会社は、自動車取扱業者がご契約のバイクを業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、ご契約のバイクもしくは被保険者が搭乗中のご契約のバイク以外の自動車を競技もしくは曲技（注6）のために使用すること、またはご契約のバイクもしくは被保険者が搭乗中のご契約のバイク以外の自動車を競技もしくは曲技（注6）を行うことを目的とする場所において使用（注7）することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

(注2) 使用
救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(6) 当会社は、ご契約のバイクもしくは被保険者が搭乗中の自動車に危険物（注8）を業務（注2）として積載すること、またはご契約のバイクもしくは被保険者が搭乗中の自動車が、危険物（注8）を業務（注2）として積載した被牽引自動車を牽引することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注2) 業務
家事を除きます。

第7条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ ①から④以外の者で、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内（注8）に搭乗中の者

(注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

(3) (1) の妊娠中の被保険者の胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険契約別表 I の 1 または普通保険契約別表 I の 2 に掲げる後遺障害（注9）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注9）が生じることによって損害を被った場合は、(1) の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

(2) (1) の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとかかわらず、次の手続によって決定します。

① 当会社と保険金請求権者との間の協議

② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注10）は、これを損害の一部とみなします。

① 普通保険契約基本条項第 22 条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 普通保険契約基本条項第 22 条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

1 回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

$$\begin{array}{c} \text{第9条（損害額の決定）の規定により} \\ \boxed{\text{決定される損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{c} \text{次の2つのうち} \\ \text{いずれか高い額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{c} \text{次の①、②、④、⑤および⑥の合計額} \\ \hline \end{array} = \text{保険金の額}$$
$$\begin{array}{c} \text{次の①、③、⑤および⑥の合計額} \\ \hline \end{array}$$

① 自賠責保険等によって支払われる金額（注11）

② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第 3 条（保険金を支払う場合）(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注12）

③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注13）

④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金額の額

⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

⑥ 第 9 条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が 2 以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

他の自動車の無保険車傷害保険等が 2 以上ある場合は、それぞれの保険金額または

共済金額のうち最も高い額とします。

第12条（保険金請求権者の義務）

- (1) 保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所および氏名または名前
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行えることができるものとします。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第16条（重大事由による解除）(2)の規定中②の「傷害」とあるのは「損害（注3）」、(注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項」および(注2)の「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

（注3）損害

被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」

- ② 第16条(5)の規定中「注」とあるのは「(注1)」、②の規定中「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損害（注2）」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

（注2）損害

(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」

- ③ 第27条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「搭乗者傷害」とあるのは「この特約」、「第25条（保険金の請求）」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」とそれぞれ読み替えます。

- ④ 第29条（時効）の規定中「第25条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」と読み替えます。

（5）人身傷害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
算定基準	<別紙>人身傷害補償特約損害額基準をいたします。
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害（注1）を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② ご契約のバイクの運行中の、飛来もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のバイクの落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを慰付けるに足りる医学的の他覚所見のないものは含みません。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注2） ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注1）に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。

（注）損害

この損害の額は第8条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾患または心神喪失によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注2）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険者が自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または自動車を競技もしくは曲技（注4）を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
 - ⑦ 被保険者が搭乗中の自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車が、危険物（注6）を業務（注7）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 業務

家事を除きます。

(2) 当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務^(注1)のためにご契約のバイク以外のその使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(3) 当会社は、被保険者が、ご契約のバイク以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有する自動車^(注3)、またはこれらが常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注3) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(4) 当会社は、被保険者が、ご契約のバイク以外の自動車であって、その用途車種がご契約のバイクと同一の用途車種、営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バス以外であるものに搭乗中に生じた損害、または営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バスを運転中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ ①から④までの者以外の者で、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注4)に搭乗中の者

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかるわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者

② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準によって算定される金額（賠償義務者がある場合において、この金額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注5)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額^(注6)とします。）を合計して算出するものとします。

① 傷害を被り、生活機能または業務能力の減少または滅失をきたし、かつ、治療を要した場合
傷害による損害

② 後遺障害が生じた場合
後遺障害による損害

③ 死亡した場合
死亡による損害

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合は自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(2) 賠償義務がある場合には、保険金請求権者は、(1) の規定にかかるわらず、当会社の同意を得て、(1) の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害額に係る部分の金額を除いた金額の合計額を、当会社が保険金を支払うべき損害額として、当会社に請求することができます。この場合において、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額とは、(1) の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定される金額に対し、その賠償義務者の責任割合を乗じた額（自賠責保険等によって支払われる金額^(注5)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額^(注6)とします。）とします。

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合は自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条（費用）

保険契約者は被保険者が支出した次の費用^(注7)は、これを損害の一部とみなします。

① 普通保険契約基本条項第 22 条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 普通保険契約基本条項第 22 条⑥に規定する権利の保全または行使をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

(1) 1 回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{第8条（損害額の決定）(1) の規定により} + \boxed{\text{前条の費用}} = \boxed{\text{保険金の額}} \\ \text{決定した損害額}$$

(2) (1) にかかるわらず、次のアからカまでのいずれかに該当するものがある場合においては、1 回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、それぞれ次の①または②の算式によって算出した額とします。

ア 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償事業によって既に給付が決定または支払われた金額

イ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第 3 条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額

ウ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

エ 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注1)

オ 第 8 条（損害額の決定）(1) の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

カ アからオのほか、第 3 条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)

① アからカまでの合計額が、自己負担額^(注3)より大きい場合

(1) に定める額 - (アからカまでの合計額 - 自己負担額^(注3)) = 保険金の額

② 上記①以外の場合

(1) に定める額

(注1) 給付される額

労働者災害補償制度（昭和 22 年法律第 50 号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) その取得した給付の額またはその評価額

保険金および保険金額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

(注3) 自己負担額

第 8 条（1）の規定により決定した損害額と前条の費用の合計額から、(1) に定める額を差し引いた額をいいます。

ただし、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を、第 8 条（1）の規定により決定した損害額とみなします。

なお、この額の算出にあたっては、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金を含みません。

(3) (1) および (2) の規定にかかるわらず、保険金請求権者が、第 8 条（損害額の決定）(2) の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1 回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{第8条（2）の規定により、保険金請求} + \boxed{\text{前条の費用}} - \text{次の①から③} = \boxed{\text{保険金の額}} \\ \text{までの合計額}$$

① 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注1)

② 第 8 条（2）の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

③ ①または②のほか、第 3 条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)

(注1) 給付される額

労働者災害補償制度（昭和 22 年法律第 50 号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) その取得した給付の額またはその評価額

保険金および保険金額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響等）

(1) 被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（保険金請求権者等の義務等）

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合で、賠償義務があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

- ④ 保険金請求権者が第3条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- ⑤ 人身傷害事故の原因となった、ご契約のバイク以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

(2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを持出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(4) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく、(1)もしくは(2)の規定に違反した場合は(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

(6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく、(5)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(7) 当会社は、賠償義務者または第3条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なうがある場合、必要と認めたときは、これららの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額^(注)について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することができます。

(注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額

保険金および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

(8) 被保険者または保険金を受け取るべき者は、第16条（代位）(1)の規定により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第13条（人身傷害に関する当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、普通保険約款基本条項第22条（事故発生時の義務）②または③の規定に定める通知または第15条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払いにあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) 当会社は、(1)によるほか、医師による治療期間が1年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応用月に、被保険者または保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。

(3) (1)または(2)の規定による診断または(1)の規定による死体の検査^{(注)1}のために要した費用^{(注)2}は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約および普通保険約款基本条項により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額^{(注)3}から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

第15条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時

② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時

③ 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書
- ④ 死亡に關して支払われる保険金の請求に關しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に關して支払われる保険金の請求に關しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に關して支払われる保険金の請求に關しては、診断書、治療等に要した費用の領收書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ その他当会社が普通保険約款基本条項第26条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等ににおいて定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^{(注)4}
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^{(注)5}または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

普通保険約款「用語の定義」の規定にかかるわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に對して、(2)に掲げるものの外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく、(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^{(注)6}を取得した場合において、当会社がその損害に對して保険金を支払ったとき^{(注)7}は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^{(注)8}を差し引いた額

(注1) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(注2) 当会社がその損害に對して保険金を支払ったとき

第10条（支払保険金の計算）(3)の規定により人身傷害保険金を支払ったときを除きます。

(注3) 損害の額

賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、損害賠償額の算出の基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を損害の額とします。ただし、損害の額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含まれません。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第16条（重大事由による解除）(2)の規定中②の「傷害」とあるのは「損害^{(注)3}」、(注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項」および(注2)の「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

(注3) 損害

被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

- ② 第16条（5）の規定中「(注)」とあるのは「(注1)」、(2)の規定中「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損害^{(注)2}」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

〔注2〕損害

- (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」
③ 第26条（保険金の支払時期）(1) (注) および (2) (注1) の規定中「前条 (2) および (3)」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）(2) および (3)」と読み替えます。
④ 第29条（時効）の規定中「第25条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。

<別紙> 人身傷害補償特約損害額基準

第1 傷害による損害

(第8条（損害額の決定）(1) ①関係)

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定^(注1)するまでの間に被保険者の被った積極損害（救助搜索費、治療関係費、文書料、その他の費用）、休業損害、精神的損害およびその他の損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときには、その処置に伴い発生した損害を含みます。

(注1) 症状固定

治療による症状の改善がみられなくなつた状態をいいます。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 極積損害

(1) 救助搜索費

必要かつ妥当な実費とします。

(2) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。

② 護送費

事故現場から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。

③ 診察料

初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。

④ 入院料

原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様から医師が必要と認めた場合は、普通病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。

⑤ 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とします。

⑥ 通院費、転院費、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とします。

なお、通院費は、被保険者の傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車・バス等の公共交通機関の料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

⑦ 看護料

ア. 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とします。

ただし、12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合以外であっても、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添ったときは1日につき4,200円を、それ以外の者が付き添ったときは必要かつ妥当な実費を認めることができます。

イ. 自宅看護料または通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しません。

(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所による者

立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。

(イ) 近親者等

1日につき2,100円とします。

ウ. 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、上記アまたはイ（イ）の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。

⑧ 諸経費

療養に直接必要なある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、以下によります。

ア. 入院中の諸経費

入院1日につき1,100円とします。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。

イ. 通院または自宅療養中の諸経費

必要かつ妥当な実費とします。

⑨ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術にかかる必要かつ妥当な実費とします。

⑩ 義肢等の費用

ア. 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡^(注2)、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。

イ. 上記アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

⑪ 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

（注）眼鏡

コンタクトレンズを含みます。

（3）文書料

交通事故証明書、印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

（4）その他の費用

上記（1）から（3）まで以外の損害については、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入^(注1)の減少が発生した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として以下の算式によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（注）収入

専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

（1）有職者（アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除きます。）

以下の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が6,100円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき6,100円とします。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

① 給与所得者

事故直前3か月間の月例給与等
90日

ア. 給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。

イ. 事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額^(注2)とします。なお、雇用主が作成した事故前年度の源泉徴収票等の税務資料の提出により確認できることを原則とします。

ウ. 賃与等について、現実に発生した収入^(注2)の減少があればその額を含めます。

エ. 有給休暇を使用した場合は、欠勤により給与の支給がなかった場合と同様、対象休業日数として扱います。

オ. 本給の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。

カ. 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視するものは給与に含めます。

② 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族從業者

事故前1か年間の収入額^(注3) - 必要経費
365日

ア. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、事業開始年度等のため、事故前1か年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入額および必要経費を証明するその他の資料に基づき、原則として年齢別平均給与額を上限として決定します。

イ. 寄与率は、被保険者の収入^(注2)が事業収入、同一事業に從事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。

③ 自由業者（報酬、料金または謝金により生計を営むものであって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいいます。）

事故前1か年間の収入額^(注3) - 必要経費
365日

事故前1か年間の収入額および必要経費については、「②商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族從業者」に準じます。

（注1）月例給与の合計額

本給および付加給をいいます。

（注2）収入

専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

（注3）事故前1か年間の収入額

不動産所得・利子所得・配当所得等の固定給を除きます。

（2）アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等

以下の算定方法によります。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

事故直前3か月間の月例給与等
事故直前3か月間の就労日数

① アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の

労働時間が 30 時間未満の者をいいます。

- ② 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。
③ 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出します。

$$\text{事故直前3か月間の就労日数} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

90 日

- ④ 本給の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に對して現に支給された額を差し引きます。
⑤ 家業の手伝いを行っているが、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料上該当する収入^(注)がない場合には、支払対象となりません。

(注) 収入

専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(3) 家事從事者

家事從事者とは、性別・年齢を問わず、家事を專業にする者をいい、現実に家事に從事できなかつた日数に限り、収入^(注)の減少があったものとして 1 日につき 6,100 円の休業損害を認めます。

対象休業日数は、実業業日数を基準とし、被保険者の傷害の様態、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。ただし、上記(1)の有職者または(2)のアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等としても休業損害が発生する者については、上記(1)、(2)または(3)の算定方法のいずれか高い額とします。

(注) 収入

専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(4) 無職者

金利生活者、地主・家主、恩給・年金生活者、幼児・児童、生徒、学生または生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者等の現実に労働の対価としての収入^(注)のない者の場合は支払対象となりません。

(注) 収入

専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

3. 精神的損害

精神的損害とは、傷害により被保険者本人の身体に発生した精神的・肉体的苦痛等による損害をいいます。

精神的損害は、期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合計額とします。

$$\text{日額} \times \text{対象日数} = \text{精神的損害の額}$$

(1) 日額

入院 1 日につき、8,600 円
通院 1 日につき、4,300 円

(2) 対象日数

期間区分ごとに定める次の割合を入院、通院それぞれの基準日数に乘じて決定します。

事故から 3 か月までの期間	: 100%
事故から 3 か月超 6 か月までの期間	: 70%
事故から 6 か月超 9 か月までの期間	: 45%
事故から 9 か月超 13 か月までの期間	: 25%
事故から 13 か月超の期間	: 15%

なお、基準日数は次のとおりとします。

① 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

② 通院基準日数

期間区分ごとの総日数^(注)から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた通院日数の 2 倍を上限として定めます。

なお、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の指示により次のいずれかに該当するギブスを常時装着した場合は、その日数を実通院日数に含む。

ア. 長管骨^(注)の骨折および脊柱の骨折によるギブス

イ. 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注)部分も含めたギブス

ウ. 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

また、妊娠が胎児を死産または流産^(注)した場合の精神的損害の額として、上記の金額に次表に掲げる金額を加算します。

妊娠月数 (週数)	金額
第 3 月 (満 11 週) 以内	30 万円
第 4 月 (満 12 週) ~ 第 6 月 (満 23 週)	50 万円
第 7 月 (満 24 週) ~ 第 9 月 (満 35 週)	80 万円
第 10 月 (満 36 週) 以上	120 万円

(注) 期間区分ごとの総日数

入院または通院の最終日の属する期間区分においては入院または通院の最終日までの総日数をいいます。

(注) 2 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

(注) 3 流産

人工流産を含みます。

4. その他の損害

上記 1 から 3 以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第 2 後遺障害による損害

(第 8 条 (損害額の決定) (1) (2) 関係)

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は、普通保険約款別表 I によります。

1. 逸失利益

逸失利益とは、後遺障害のために労働能力の一部または全部を喪失したことにより発生した将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

逸失利益が認められる場合は、原則として、以下の(1)および(2)に従い次の算式で計算します。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間} \text{に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式で計算します。

$$\frac{\text{収入額} \times \left[\begin{array}{l} \text{加重後の後遺障害に} \\ \text{該当する等級に対する} \\ \text{労働能力喪失率} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害に} \\ \text{該当する等級に対する} \\ \text{労働能力喪失率} \end{array} \right]}{\text{労働能力喪失期間} \times \text{対応するライブニッツ係数}} = \text{逸失利益の額}$$

(1) 有職者で現実収入額の立証が可能な者

以下のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. 現実収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間} \text{に対応するライブニッツ係数}$$

$$\text{イ. 年齢別平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間} \text{に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額として、アと比較し高い額とします。

$$\text{② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から 1 年を経過していない失業者 (定年退職者を除く)、家事從事者および 18 歳以上の学生}$$

$$\text{年齢別平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間} \text{に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

$$\text{③ 幼児、児童、生徒および 18 歳未満の学生}$$

$$18 歳平均給与額 \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間} \text{に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は 18 歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

$$\text{④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者}$$

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

$$\text{(2) 収入額、労働能力喪失率、喪失期間、中間利息控除方法}$$

上記(1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は以下のとおりとします。

① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前 1 カ年間または後遺障害確定前 1 年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故または後遺障害確定前の確定申告書、市区町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定します。

イ. 「年齢別平均給与額」および「18 歳平均給与額」は付表 I によります。

② 労働能力喪失率

付表 II に定める各等級に対応する喪失率を上限に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性、事故前と後遺障害確定後の就労状況・日常生活状況・裁判の動向等を勘案して、労働能力喪失率を決定します。

③ 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性、裁判の動向等を勘案して、労働能力喪失期間を決定します。ただし、就労可能年数の範囲内とします。

④ ライブニッツ係数 (中間利息控除係数)

労働能力喪失期間 (年数) に対応するライブニッツ係数は付表 III によります。

2. 精神的損害

(1) 精神的損害とは、後遺障害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等による損害をいいます。精神的損害の額は、後遺障害等級別に以下の金額とします。

① 介護を要する後遺障害

第 1 級	1,600 万円
第 2 級	1,300 万円

② ①以外の後遺障害

第 1 級	1,600 万円	第 8 級	400 万円
第 2 級	1,300 万円	第 9 級	300 万円
第 3 級	1,100 万円	第 10 級	200 万円
第 4 級	950 万円	第 11 級	150 万円

第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

(2) 次のいずれかに該当する場合は、(1)にかかわらず、次のとおりとします。

① (1)に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとします。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

② (1)の第1級、第2級または第3級に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとします。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円

(3) (1)および(2)の場合において、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、次の算式で計算します。

$$\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額} = \text{精神的損害の額}$$

3. 将來の介護料

将来の介護料とは、後遺障害の確定後に生ずる付添看護料および諸雜費をいいます。将来の介護料が認められる場合は、以下の(1)、(2)、(3)および(4)により次の算式で計算します。

年間の介護料×介護期間に対応するライブニッツ係数

(1) 介護料

① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき13万円とします。

② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき6万5千円とします。

(2) 介護期間

① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

障害の態様、医師の診断、裁判の動向等を勘案して妥当な生存可能年数をもって、平均余命の範囲内で介護期間を決定します。

② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級または普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号もしくは4号に該当する後遺障害の場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき

障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断、裁判の動向等を勘案して、平均余命の範囲内で介護期間を認定します。

(3) ライブニッツ係数(中間利息控除係数)

介護期間に対応するライブニッツ係数は、付表Ⅲによります。

(4) 定期金による支払

普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する被保険者が定期金による支払を希望した場合で、障害の態様、医師の診断等に照らし、当会社が定期金による支払が妥当と認めたときの将来の介護料は、常に介護を要する状態が継続する限り、入院・自宅療養にかかわらず、6ヶ月ごとの前払とします。

4. その他の損害

上記1から3以外の後遺障害による損害は、将来支出される費用を含み、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、200万円を限度とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、中間利息をライブニッツ係数により控除します。

第3 死亡による損害

(第8条(損害額の決定)(1)③関係)

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

100万円とします。ただし、立証資料等により100万円を超えることが明らかな場合には、120万円を限度に必要かつ妥当な実費とします。

2. 逸失利益

逸失利益とは、被保険者が死亡したことにより発生した将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

逸失利益が認められる場合は、原則として、以下の(1)および(2)に従い次の算式で計算します。

(収入額-生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、被保険者が年金等の受給者である場合には、次の算式で計算された額を加えます。なお、各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者に限ることとし、無拠出性の福祉年金や遺族年金を受給していた者に

は加算しません。

(年金等の額-生活費) × $\frac{\text{平均余命} \times \text{年齢別平均給与額}}{\text{ライブニッツ係数}} - \frac{\text{就労可能年数} \times \text{年齢別平均給与額}}{\text{ライブニッツ係数}}$

(1) 保険者区別逸失利益計算方法

① 有職者で現実収入額の立証が可能な者
以下いずれか高い額とします。

ア. (現実収入額-生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

イ. (年齢別平均給与額-生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、上記1において、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額として、アと比較し高い額とします。

② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者(定年退職者を除く)、家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額-生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

③ 幼児、児童、生徒および18歳未満の学生

(18歳平均給与額-生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

(年齢別平均給与額-生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(2) 収入額・生活費・就労可能年数、中間利息控除方法

上記1の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライブニッツ係数は以下のとおりとします。

① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書、市区町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定します。

イ. 「年齢別平均給与額」および「18歳平均給与額」は付表Ⅰによります。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する以下の割合の額とします。

ア. 被扶養者がない場合 : 50%

イ. 被扶養者が1人の場合 : 40%

ウ. 被扶養者が2人の場合 : 35%

エ. 被扶養者が3人以上の場合 : 30%

③ 就労可能年数

就労可能年数は付表Ⅳによります。

④ 平均余命

平均余命は付表Ⅵによります。

⑤ ライブニッツ係数(中間利息控除係数)

就労可能年数に対応するライブニッツ係数は付表Ⅳ、平均余命に対応するライブニッツ係数は、被保険者の死亡時の平均余命および付表Ⅲによります。

3. 精神的損害

精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害をいいます。

被保険者の属性別に以下の金額とします。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が65歳以上である場合	1,500万円
被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

上記1から3以外の死による損害は、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表Ⅰ 全年齢平均給与額および年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
18	193,200	171,100	46	471,700	325,300
19	211,400	188,800	47	477,600	326,500
20	229,600	206,500	48	480,400	326,600
21	247,900	224,200	49	483,300	326,800
22	266,100	241,900	50	486,100	326,900

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
23	277,100	249,600	51	489,000	327,100
24	288,000	257,200	52	491,900	327,200
25	298,900	264,900	53	490,100	325,900
26	309,800	272,600	54	488,400	324,600
27	320,700	280,300	55	486,600	323,300
28	330,500	283,000	56	484,800	322,000
29	340,200	285,700	57	483,100	320,700
30	350,000	288,400	58	458,000	309,200
31	359,700	291,200	59	432,900	297,700
32	369,500	293,900	60	407,800	286,300
33	377,900	296,600	61	382,700	274,800
34	386,300	299,300	62	357,600	263,300
35	394,600	302,100	63	345,000	257,400
36	403,000	304,800	64	332,300	251,600
37	411,400	307,500	65	319,700	245,700
38	418,800	310,100	66	307,000	239,800
39	426,200	312,600	67	294,300	233,900
40	433,500	315,100	68	292,300	234,400
41	440,900	317,700	69	290,200	234,800
42	448,300	320,200	70	288,200	235,200
43	454,100	321,500	71	286,100	235,600
44	460,000	322,700	72	284,100	236,100
45	465,900	324,000	73～	282,000	236,500

全年齢平均給与額
男子：409,100円
女子：298,400円

付表II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

(労働基準局長通牒昭 32.7.2 基発第 551 号による。)

付表III ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.971	46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306
20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

(注) 幼児・児童・生徒・18歳未満の学生および働く意思と能力を有する無職者(・家事従事者・18歳以上の学生以外)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10歳・労働能力喪失期間20年の場合

$$14.877 \text{ (20年の係数)} - 7.020 \text{ (8年の係数)} = 7.857$$

付表IV 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・児童・生徒・学生・働く意思と能力を有する無職者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳 18	年 49	25.502	歳 58	年 13	10.635
19	48	25.267	59	13	10.635
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	12	9.954
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	11	9.253
24	43	23.982	64	11	9.253
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	10	8.530
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	9	7.786
29	38	22.492	69	9	7.786
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	8	7.020
32	35	21.487	72	8	7.020
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	7	6.230
35	32	20.389	75	7	6.230
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	6	5.417
38	29	19.188	78	6	5.417
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	5	4.580
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	4	3.717
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	16	12.561	92	2	1.913
53	15	11.938	93	2	1.913
54	15	11.938	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	14	11.296	96	2	1.913
57	14	11.296	97	2	1.913
			98	2	1.913
			99	2	1.913
			100	2	1.913
			101	2	1.913
			102～	1	0.971

付表V 第22回生命表による平均余命

(単位: 年)

	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才
男	80	79	78	77	76	75	74	74	73	72
女	86	86	85	84	83	82	81	80	79	78

10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才
男 71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
女 77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
20才	21才	22才	23才	24才	25才	26才	27才	28才	29才
男 61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
女 67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
30才	31才	32才	33才	34才	35才	36才	37才	38才	39才
男 51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
女 57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
40才	41才	42才	43才	44才	45才	46才	47才	48才	49才
男 41	40	39	38	37	37	36	35	34	33
女 47	46	45	44	43	42	41	40	39	39
50才	51才	52才	53才	54才	55才	56才	57才	58才	59才
男 32	31	30	29	28	27	26	25	24	24
女 38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
60才	61才	62才	63才	64才	65才	66才	67才	68才	69才
男 23	22	21	21	20	19	18	17	16	16
女 28	27	26	25	24	23	22	21	20	20
70才	71才	72才	73才	74才	75才	76才	77才	78才	79才
男 15	14	14	13	12	11	10	10	9	9
女 19	18	18	17	16	15	14	14	13	12
80才	81才	82才	83才	84才	85才	86才	87才	88才	89才
男 8	8	7	7	6	6	5	5	4	4
女 11	10	10	9	8	8	7	7	6	6
90才	91才	92才	93才	94才	95才	96才	97才	98才	99才
男 4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女 5	5	4	4	3	3	3	2	2	2
100才	101才	102才	103才	104才	105才	106才	107才	108才	109才
男 2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
女 2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
110才	111才	112才	113才	114才	115才				
男 1	1	1	1	—	—				
女 1	1	1	1	1	1				

(6) 人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注1) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② ご契約のバイクの運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のバイクの落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第3条(保険金を支払う場合)の規定にかかるらず、被保険者^(注1)がご契約のバイクに搭乗している間に生じた人身傷害事故によって被る損害に限り、人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項^(注2)に従い、保険金を支払います。

(注1) 被保険者

人身傷害補償特約第6条(被保険者の範囲)に定める被保険者をいいます。

(注2) 基本条項

ご契約のバイクについて適用される他の特約を含みます。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(7) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条項第7条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金および同条項第8条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

(8) 自動車事故弁護士費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	ご契約のバイク以外の自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 被保険者が所有する自動車 所有権保留条項付買賣契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
財物の損壊	被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取 ^(注) されることをいいます。 (注) 盗取 詐取を含みません。
自動車被害事故	被保険者が相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により被害を被ることをいいます。
身体の障害	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
損害賠償請求	保険金請求権者が行う賠償義務者に対する自動車被害事故にかかる法律上の損害賠償請求をいいます。
損害賠償請求費用	弁護士報酬、司法書士報酬 ^(注) 、行政書士報酬 ^(注) 、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ^(注) をいいます。 (注1) 弁護士報酬、司法書士報酬 着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事務の対象に基づき算定される金額とします。また、報酬金については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 (注2) 行政書士報酬 書類の作成および書類の提出手続の代理の対価として算定される金額とします。 (注3) その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 法律相談費用を除きます。
賠償義務者	自動車被害事故により被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害	身体の障害または財物の損壊をいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
法律相談	損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 (注) 弁護士が行う法律相談 (注2) 司法書士が行う司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ^(注) (注3) 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談 (注) 同項第7号に規定する相談 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限ります。
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
保険金請求権者	自動車被害事故によって被害を被った被保険者 ^(注) をいいます。 (注) 被害を被った被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が損害賠償請求

を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した損害賠償請求費用を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。
(2) 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が法律相談を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。
(3) 当会社は、(1) および(2) に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
(4) 当会社は、自動車被害事故が発生期間中に生じ、かつ、保険金請求権者が賠償義務者に対する自動車被害事故にかかる損害賠償請求または法律相談を自動車被害事故の発生日からその日を含めて3年以内に行なった場合に限り弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した自動車被害事故
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定医薬品等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した自動車被害事故
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した自動車被害事故
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した自動車被害事故
- ⑤ 被保険者の父母、配偶者または子の運転する相手自動車によって発生した自動車被害事故
- ⑥ 被保険者が自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者^(注)である場合に、被保険者が業務として受託したご契約のバイクに搭乗中に発生した自動車被害事故
- ⑦ 自動車検査査定用と記載されている自動車を被保険者が運転している場合に発生した自動車被害事故
- ⑧ 被保険者が自動車を競技もしくは曲技^(注)のために使用すること、または自動車を競技もしくは曲技^(注)を行なうことを目的とする場所において使用^(注)することによって発生した自動車被害事故
- ⑨ 被保険者が搭乗中の自動車に危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車が、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引することによって発生した自動車被害事故
- ⑩ 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物^(注)および業務に関連して受託した財物について生じた自動車被害事故
- ⑪ 次条（1）(5) に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、ご契約のバイクおよびその他の自動車の車室内もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリア^(注)に固定されていない財物について生じた自動車被害事故

(注1) 自動車を取り扱うことを業としている者

これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注3) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注4) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注5) 業務

家事を除きます。

(注6) 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物

ご契約のバイクを除きます。

(注7) キャリア

自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

(2) 当会社は、財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由による財物の損壊によって生じた損害に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

- ① 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ①から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

① 被保険者の父母、配偶者または子

② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

③ 被保険者の使用者の業務^(注)に相手自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

(注) 業務

家事を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ ①から④まで以外の者で、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者

⑥ ①から⑤まで以外の者で、ご契約のバイクの所有者^(注2)。ただし、ご契約のバイクの自動車被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行なう場合に限ります。

(注1) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) ご契約のバイクの所有者

所有権保留条項付買取契約に基づくご契約のバイクの買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のバイクの借主を含みます。

(2) (1) の規定にかかわらず、自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（損害の範囲と責任の限度）

(1) 当会社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、第3条（保険金を支払う場合）(1)の損害の額とします。ただし、<別紙>弁護士費用保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、1回の自動車被害事故につき、300万円を限度とします。

(2) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、第3条（保険金を支払う場合）(2)の損害の額とします。ただし、1回の自動車被害事故につき、10万円を限度とします。

(3) 当会社の支払う保険金に関して、他の保険契約等^(注)がある場合は、当会社は、普通保険料款基本条項第24条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および同条(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険料款基本条項第24条(2)①の規定中「対人賠償条項^(注)および対物賠償条項」とあるのは「この特約」、「損害の額」とあるのは「損害の額」。ただし、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額と読み替えるものとします。

(注) 他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条（損害賠償請求等の通知）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合または訴訟の提起を行う場合には、当会社に次の事項について事前に書面で通知しなければなりません。

① 損害賠償請求を行う相手の氏名または名称およびその者に関する有する情報

② 被害の具体的な内容

③ 損害賠償請求を行う相手との交渉の内容

④ ①から③までのほか、当会社が特に必要と認める事項

(2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、または(1)①から④までに掲げる事項について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第9条（保険金請求権者の義務）

(1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

(2) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。

(3) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、

遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第10条（一連の損害賠償請求）

同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の相手方の数等にかかわらず、一つの損害賠償請求とみなし、最初の損害賠償請求が行われた時にすべての損害賠償請求が行われたものとみなします。

第11条（保険金の請求）

(1) 弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行なうものとします。

(2) 当会社に対する弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求権は、保険金請求権者が損害賠償請求費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

第12条（運転者年齢限定特約の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下とおり適用します。

① 第16条（重大事由による解除）(2)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2) 当会社は、被保険者^(注)またはこの特約の保険金請求権者が(1)③アからまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分を解除することができます。」

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。」

② 第16条(4)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約者またはこの特約の被保険者もしくは保険金請求権者が(1)③アからまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(3)③アからまでのいずれかに該当しない被保険者またはこの特約の保険金請求権者に生じた損害については適用しません。」

③ 第16条(5)の規定は、適用しません。

④ 第29条（時効）の規定中「第25条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

<別紙>弁護士費用保険金支払限度額

「用語の定義」

この別紙における用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」およびこの特約第1条（用語の定義）による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間 ^(注) を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注) 処理に要した時間 移動に要する時間を含みます。
事件等	事件または法律事務をいいます。
着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けけるべき委任事務処理の対価をいいます。
手数料	原則として1回程度の手数または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
認定司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功的程度に応じて弁護士または認定司法書士が受けける委任事務処理の対価をいいます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ1.から5.までの規定によります。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当会社が別に定めるところによります。

1. 手着金

(1) 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益^(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益 ^(注)	金額
① 125万円以下の場合	10万円
② 125万円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 8%
③ 300万円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 5% + 9万円
④ 3,000万円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 3% + 69万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 2% + 369万円

- (2) 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当会社が認めたときは、上記(1)の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会社が認めた場合を除き、50%を超えて増額することはできません。
- ① 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
- ② 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
- ③ 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合
- ④ 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合
- (3) 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記(1)に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。
- (注) 経済的利益
弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される賠償されるべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

2. 報酬金

- (1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益^(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益 ^(注)	金額
① 300万円以下の場合	経済的利益 ^(注) × 16%
② 300万円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 10% + 18万円
③ 3,000万円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 6% + 138万円
④ 3億円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 4% + 738万円

- (2) 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

(注) 経済的利益
弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

3. 時間制報酬

- (1) 弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間^(注)1時間あたり2万円とします。
(2) 上記(1)の規定において、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分を上限とします。ただし、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(注) 受任した事件の事務処理に実際に要した時間

事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含まれません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書(原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。)により確認されたものとします。

4. 手数料

- (1) 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額 × 2%

- (2) 上記(1)以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. その他の費用

日当および実費^(注)等の上記1.から4.以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 実費
収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が発生した額をいいます。

(9) 対物超過修理費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険者が対物事故により滅失、破損または汚損した他の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時において、相手自動車と同一の用途車種、同年代で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対する保険金または共済金を支払うもののをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を対物事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費で、当会社が必要かつ妥当と認めたものをいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に相手自動車の損傷を修理することによって生じた修理費に限ります。
対物超過修理費用	当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認めた場合において、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担し、普通保険約款対物賠償条項第2条(保険金を支払う場合)に定める保険金が支払われる場合において、当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められるときは、普通保険約款対物賠償条項第10条(費用)に定める費用のほか、被保険者が負担する対物超過修理費用を対物超過修理費用保険金として支払います。

第4条 (被保険者の範囲)

この特約において被保険者とは、普通保険約款対物賠償条項第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。

第5条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条 (支払保険金の計算)

当会社が、1回の対物事故により対物超過修理費用が生じた相手自動車1台につき支払う対物超過修理費用保険金は、次の算式によって算出した額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{相手自動車の価額について、被保険者が負担する法律上の} \\ \text{対物超過修理費用} \times \frac{\text{損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

第7条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

(1) 相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合である、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、前条に定める保険金の額から超過額^(注)を差し引いて対物超過修理費用保険金を支払います。この場合において、既に超過額^(注)の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額^(注)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に返却されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないとして算出された保険金の額とします。

- ② 相手自動車の価額

(注1) 超過額
①の額が②の額を超えるときにおける、その超過額をいいます。

- (注2) 保険金の額

相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

- (2) 対物超過修理費用保険金に関して、他の保険契約等^(注)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第24条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)⁽¹⁾および同条(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第24条(2)①の規定中「対人賠償条項^(注)および対物賠償条項」とあるのは、「この特約」、「損害の額」とあるのは、「損害の額」ただし、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額」と読み替えるものとします。

(注) 他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第25条（保険金の請求）(1)①に規定する判断が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第25条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、被保険者が実際に支出した相手自動車の修理費の明細書および当会社が求めた書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 第3条（保険金を支払う場合）の対物超過修理費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
- (4) 普通保険約款対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第16条（重大事由による解除）(2)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(2) 当会社は、被保険者^(注)が(1)③からオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
(注) 被保険者
この特約における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。」
- ② 第16条(4)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が(1)③からオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③からオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」
- ③ 第16条(5)の規定は、適用しません。
- ④ 第25条（保険金の請求）(5)の規定中「(2)」とあるのは「(2) およびこの特約第8条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。
- ⑤ 第25条(7)の規定中「(2)、(3) もしくは(5)の書類」とあるのは「(2)、(3)、(5) もしくはこの特約第8条（保険金の請求）(2)の書類」と読み替えます。
- ⑥ 第26条（保険金の支払時期）(1)(注)および(2)(注)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「前条(2)、(3) およびこの特約第8条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。
- ⑦ 第29条（時効）の規定中「第25条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。

(10) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人身事故	ご契約のバイクの使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
物損事故	ご契約のバイクの使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
賠償義務者	被害者等が被る被害にかかる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額 ^{(注)1} を被保険者が負担することおよび被害者等に生じた損害について被害者等が賠償義務者に対する損害賠償請求権を有する場合は、被保険者が負担する額を上限としてその損害賠償請求権を被保険者が取得することについて、当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により被害者等との間で書面による合意が成立した場合に、その合意に基づき被保険者が支出する費用をいいます。 ただし、次のいずれかに該当するものがある場合は、その合計額を差し引いた額を限度とします。なお、物損事故の場合、次の①および④の額は差し引できません。 ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償事業によって被害者等に既に給付が決定または支払われた金額 ② 対人賠償保険等または対物賠償保険等 ^{(注)2} によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額 ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額 ④ 労働者災害補償制度によって被害者等が給付を受けることができる場合は、その給付される額 ^{(注)3} ⑤ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額 ⑥ 被害者等に生じた損害の額 ^{(注)1} のうち、被害者 ^{(注)4} の過失により生じた損害の額 ⑦ ①から⑤までの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するため支払われる保険金、共済金その他他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他他の給付によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額 (注)1 被害者等に生じた損害の額 賠償義務者がこれらの方に生じた損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。 (注)2 対物賠償保険等 自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。 (注)3 給付される額 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。 (注)4 被害者 人身事故により生命または身体を害された者および物損事故により所有する財物を滅失、破損または汚損された者またはその財物を使用もしくは管理していた者をいいます。 (注)5 超過額 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
被害者等	人身事故により生命または身体を害された者 ^(注) またはその父母、配偶者もしくは子および物損事故により所有する財物を滅失、破損または汚損された者またはその財物を使用もしくは管理していた者をいいます。 (注) 人身事故により生命または身体を害された者 人身事故により生命または身体を害された者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
リコール等	次のいずれかに該当する制度をいいます。 ① 自動車製作業者等 ^(注) が製作し、または輸入した同一型式の一定の範囲の自動車の構造、装置または性能が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しているが、安全上または公害防止上放置できなくなるおそれがある状態または放置できないと判断される状態にあり、かつ、その原因が設計または製作の過程にあると認める場合において、その旨を国土交通大臣に届け出てその自動車を回収し、無料で修理を行う制度 ② 自動車製作業者等 ^(注) が製作し、または輸入した同一型式の一定の範囲の自動車の構造、装置または性能が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しているが、安全上または公害防止上放置できなくなるおそれがある状態または放置できないと判断される状態にあり、かつ、その原因が設計または製作の過程にあると認める場合において、その旨を国土交通大臣に届け出てその自動車を回収し、無料で修理を行う制度 (注) 自動車製作業者等 ご契約のバイクの製作または輸入を行った者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項が適用されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① ご契約のバイクに存在した欠陥やご契約のバイクに行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のバイクに生じたことにより、人身事故または物損事故が生じたこと。
- ② ご契約のバイクに生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
 - ア. リコール等
 - イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
 - ウ. またはイと同等のその他の客観的な事実
- ③ この特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解^(注)により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当会社がこの特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること。

(注) 裁判上の和解

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれら者の法定代理人^(注1)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 台風、洪水または高潮
- ⑤ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、またはご契約のバイクを競技もしくは曲技^(注5)を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- ⑨ ご契約のバイクに危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、またはご契約のバイクが、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- ⑩ ご契約のバイクを空港^(注9)内で使用している間に生じた事故

(注1) 法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 使用

救助、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 業務

家事を除きます。

(注9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、人身事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 記名被保険者

(2) ご契約のバイクを運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(3) 被保険者の父母、配偶者または子

(4) 被保険者の業務^(注)に從事中の使用者

(5) 被保険者の使用者の業務^(注)に從事中の他の使用者。ただし、被保険者がご契約のバイクをその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。

(注) 業務

家事を除きます。

(2) 当会社は、ご契約のバイクの所有者^(注)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のバイクを使用している場合に、同じ使用者の業務に從事中の他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が被害者救済

費用を負担することによって被る損害に対しては、(1) ⑤の規定を適用しません。

(注) 所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① ご契約のバイクが所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のバイクが1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、ご契約のバイクを所有する者
- (3) 当会社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のバイクを運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第6条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 次のいずれかに該当するご契約のバイクの運転者
 - ア. 記名被保険者
 - イ. 記名被保険者の配偶者
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - オ. アカラエまで以外の者で、記名被保険者の承諾を得てご契約のバイクを運転中の者。ただし、業務としてご契約のバイクを受託している自動車取扱業者は含みません。
- ② ご契約のバイクの運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、ご契約のバイクの所有者

第7条（個別適用）

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合－その1）①の規定を除きます。

(2) (1) の規定によって、第10条（支払保険金の計算）(1) および(2) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに同条(3) ②に定める人身救済臨時費用の額が増額されるものではありません。

第8条（当会社による援助）

被保険者が人身事故または物損事故にかかる被害者救済費用を負担する場合には、当会社は、被保険者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う角度において、被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士の行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第9条（費用）

(1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 普通保険契約基本条項第22条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

② 人身事故または物損事故に関して被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士の行う調査または折衝について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

(2) 第3条（保険金を支払う場合）①から③までのすべてに該当する人身事故において、第1条（用語の定義）被害者救済費用の定義に規定する被害者等との間の合意が成立している場合であって、生命または身体を害された者が人身事故の直接の結果として死亡したときは、(1) の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「人身救済臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

第10条（支払保険金の計算）

(1) 1回の人身事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{人身事故において被保険者が被害者等} \rightarrow \text{に対する負担する被害者救済費用の額}} + \boxed{\text{前条(1)①の費用}} = \text{保険金の額}$$

(2) 1回の物損事故^(注)につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の対物賠償保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{物損事故において被保険者が被害者等} \rightarrow \text{に対する負担する被害者救済費用の額}} + \boxed{\text{前条(1)①の費用}} = \text{保険金の額}$$

(注) 1回の物損事故

同一の偶然な事故（ご契約のバイクの使用または管理中に生じた偶然な事故をいいます。）によって生じた物損事故は、1回の物損事故とみなします。

(3) 当会社は、(1) および(2) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条(1)②の費用

② 前条(2)の人身救済臨時費用。ただし、1回の人身事故により生命または身体を害された者1名につき10万円とします。

第11条（損害発生時の義務）

(1) 第3条（保険金を支払う場合）に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者となるべきがいるときは、保険契約者または被保険者は、被害者等および賠

債務者に対して、被災者救済費用が賠償債務となるべきに代わって被災者等に対し支払費用であることおよび被災者が負担する被災者救済費用の額を上限として被災者等が有する損害賠償請求権を被災者が取得することについて書面により通知しなければなりません。

(2) 保険契約または被災者が、正当な理由がなく、(1) の規定に違反した場合は、当会社は、(1) の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、被災者が負担する被災者救済費用の額が被災者等との間の合意により確定した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被災者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第 25 条 (保険金の請求) (2) ⑨の書類または証拠として、次に定めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故報告書
- ② 第 1 条 (用語の定義) 被災者救済費用の定義に規定する被災者等との間の合意および被災者救済費用の内訳を示す書面
- ③ 前条 (1) に規定する通知書面

第 13 条 (普通保険約款との関係)

当会社は普通保険約款対人賠償条項第 5 条 (被災者の範囲) または対物賠償条項第 5 条 (被災者の範囲) の規定に該当する者が、被災者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。

第 14 条 (準用規定)

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(2) (1) において、普通保険約款基本条項の規定を以下とおり適用します。

- ① 第 16 条 (重大事由による解除) (2) (注 1) の規定中「または搭乗者傷害条項」とあるのは「もしくは搭乗者傷害条項または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被災者救済費用特約」と読み替えます。

- ② 第 16 条 (4) の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約または記名被災者が (1) ③からオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害 (注)
- ② 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被災者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) ③からオまでのいずれにも該当しない被災者が生じた損害

(注) 損害

対人賠償条項第 10 条 (費用) または対物賠償条項第 10 条 (費用) に規定する費用のうち、(1) ③からオまでのいずれかに該当する被災者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。」

- ③ 第 24 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (2) の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- ① この特約 (注) に関しては、損害の額
- ② この特約第 9 条 (費用) (2) の人身救済臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

(注) この特約

この特約第 9 条 (費用) (2) の人身救済臨時費用を除きます。」

- ④ 第 31 条 (代位) (1) の規定中「損害」とあるのは「費用」、「損害額」とあるのは「費用の額」と読み替えます。

(3) (1) において、この保険契約に対物超過修理費用補償特約が適用されている場合、(2) ①から③までの規定にかかわらず、この特約については、同特約の規定を以下とおり適用します。

- ① 第 1 条 (用語の定義) 相手自動車の定義の規定中「被災者が対物事故」とあるのは「物損事故」と読み替えます。

- ② 第 3 条 (保険金を支払う場合) の規定中「被災者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担し、普通保険約款対物賠償条項第 2 条 (保険金を支払う場合)」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被災者救済費用特約第 3 条 (保険金を支払う場合)」、「普通保険約款対物賠償条項第 10 条 (費用)」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被災者救済費用特約第 9 条 (費用) (1)」と読み替えます。

- ③ 第 4 条 (被災者の範囲) の規定中「普通保険約款対物賠償条項第 5 条 (被災者の範囲)」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被災者救済費用特約第 6 条 (被災者の範囲)」と読み替えます。

- ④ 第 6 条 (支払保険金の計算) の規定中「対物事故」とあるのは「物損事故」、「相手自動車の価額について、被災者が負担する法律上の損害賠償責任の額」とあるのは「相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被災者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額」と読み替えます。

- ⑤ 第 8 条 (保険金の請求) (1) の規定中「普通保険約款基本条項第 25 条 (保険金の請求) (1) に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被災者救済費用

用特約第 12 条 (保険金の請求) (1) に規定する被災者が負担する被災者救済費用の額が被災者等との間の合意により確定した時」と読み替えます。

(1) 自転車運転者損害賠償責任補償特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する 2 輪以上の車 (注) をいいます。ただし、その使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用または管理しているものを除きます。 (注) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の 3 輪以上の車ならびに道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) に定める原動機付自転車に該当するものを除きます。
対人事故	自転車の運転に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	自転車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。

第 2 条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項が適用されており、かつ、記名被災者が個人である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第 3 条 (保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内において、対人事故または対物事故により、被災者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。

第 4 条 (保険金を支払わない場合ーその 1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約、記名被災者またはこれらの者の法定代理人 (注 1) の故意
- ② 記名被災者以外の被災者の故意
- ③ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注 2)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 台風、洪水または高潮
- ⑥ 核燃料物質 (注 3) もしくは核燃料物質 (注 3) によって汚染された物 (注 4) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
- ⑦ (6) に規定した以下の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 自転車を競技もしくは曲技 (注 5) のために使用すること、または自転車を競技もしくは曲技 (注 5) を行なうことを目的とする場所において使用 (注 6) すること。
- ⑩ 自転車に危険物 (注 7) を業務 (注 8) として積載すること、または自転車が、危険物 (注 7) を業務 (注 8) として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- ⑪ 自転車を空港 (注 9) 内で使用している間に生じた事故

(注 1) 法定代理人
保険契約または記名被災者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注 4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注 5) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

(注 6) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注 7) 危険物
道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号) 第 1 条 (用語の定義) に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 619 号) 第 2 条 (定義) に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 第 2 条 (定義) に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注 8) 業務
家事を除きます。

(注 9) 空港
飛行場およびヘリポートを含みます。

(2) 当会社は、被災者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その

特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自転車^(注2)を運転している場合

② 自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貸借等自転車を取り扱う業務として受託した自転車を運転している場合

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自転車を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者

② 被保険者の父母、配偶者または子

③ 被保険者の業務^(注3)に從事中の使用人

(注) 業務

家事を除きます。

(2) 当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、損壊または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者

② 被保険者の父母、配偶者または子

第6条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第7条 (個別適用)

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(保険金を支払わない場合—その1)(1)①の規定を除きます。

(2) (1)の規定によって、第12条(支払保険金の計算)(1)および(2)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第8条 (当会社による援助)

被保険者が対人事故または対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第9条 (当会社による解決)

(1) 被保険者が対人事故もしくは対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注4)を行います。

(注) 訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

(2) (1)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、自転車に生じた損害にかかる自転車の所有者および被保険者の損害賠償請求に関するものは含みません。

(3) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 対人事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合

② 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合

③ 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

④ 正当な理由がなく被保険者が(3)に規定する協力を拒んだ場合

第10条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 対人事故または対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、対人事故または1回の対物事故につき当会社がこの特約および普通保険約款基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注5)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしく

は調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行なわざることを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注6)を超えることが明らかになった場合

⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の死または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	- 損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	= 損害賠償額
-----------------------------------	-----------------------------	---------

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注7)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行なうことはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① (2)⑤に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いづれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) (6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの特約および普通保険約款基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注8)を限度とします。

(注) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第11条 (費用)

保険契約者はまたは被保険者が支出した次の費用^(注9)は、これを損害の一部とみなします。

① 普通保険約款基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 普通保険約款基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 偶然な事故によって自転車に積載していた動産^(注10)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取扱費用

⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときにおいて、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用

⑥ 対人事故または対物事故について被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条(当会社による解決)(3)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

(注2) 自転車に積載していた動産

法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されている動産を除きます。

第12条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人賠

保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 前条①から③までの費用 = 保険金の額

(2) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の対物賠償保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 前条①から⑤までの費用 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがいる場合は、その額 = 保険金の額

(3) 当会社は、(1) および (2) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
① 前条⑥および⑦の費用
② 第9条（当会社による解決）(1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第13条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第8条（当会社による援助）または第9条（当会社による解決）(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次に定める保険金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴とのときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される同様の利息で被保険者に貸し付けます。

① 生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険金額^(注)
② 1回の対物事故につき、保険証券記載の対物賠償保険金額^(注)

(注) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ただし書、前条(1) ただし書および(2) ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

(4) (1) の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(1) の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

(5) 普通保険約款基本条項第25条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第14条（先取特権）

(1) 対人事故および対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行なうことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条(2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第11条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第16条（運転者年齢限定特約の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第16条（重大事由による解除）の規定中(2) (注) ①の「対人賠償条項、対物賠償条項」および(4) (注) ①の「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約」、(4) (注) および(5) (注) の規定中「対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）」とあるのは「この特約第11条（費用）」と読み替えます。

② 第24条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2) ①の規定中「対人賠償条項（注）および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。

③ 第25条（保険金の請求）(1) ①の規定中「対人賠償条項および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。

④ 第25条(2) ⑦の規定中「対人賠償条項および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。

⑤ 第25条(2) ⑧の規定中「対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。

⑥ 第25条(2) (注) ①の規定中「ご契約のバイク」とあるのは「自転車」と読み替えます。

⑦ 第28条（損害賠償額の請求および支払）(1) の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのは「この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」と読み替えます。

⑧ 第28条(1) ⑦の規定中「対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。

⑨ 第28条(6) の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ①から⑤まで、対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ②から④までまたは同条(6) ①から③まで」とあるのは「この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ②から⑤までまたは同条(6) ①から③まで」と読み替えます。

⑩ 第30条（損害賠償額請求権の行使期限）の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのは「この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」と読み替えます。

（12）保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
月割料率	別表に掲げる月割料率をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
未払込保険料	保険期間を通じて払い込まれるべき保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条に規定する第1回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) の規定による解除は、普通保険約款基本条項第17条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかるわざで、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、第4条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定にかかるわざで、同条第7条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合
当会社は、差額保険料^(注)を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料^(注1)が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合

当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{危険が減少した時以前に適用} - \text{差額保険料}^{(注1)} = \text{分割保険料の額} \\ \text{書記載の回数に分割した金額} \quad \text{を差し引いた額を一括して返還します。}$$

イ. ア以外の場合

差額保険料^(注1)から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

- (2) 普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）
(2) の規定にかかわらず、危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当会社は、差額保険料^(注1)に危険増加が生じた時^(注2)以降の期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注3)よりも小さい場合

当会社は、保険料変更日^(注4)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{差額保険料}^{(注1)} \text{から、差額保険料}^{(注1)} \text{に危険の減少が生じた時}^{(注2)} \text{までの期間に} \\ \text{対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額} = \text{分割保険料の額} \\ \text{を変更確認書記載の回数に分割した金額}$$

イ. ア以外の場合

当会社は、差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注3)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(注3) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注4)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注4) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

- (3) 分割保険料および（1）①または（2）①の追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (1) ①または（2）①の規定により、追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。
ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (5) 普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）
(5) の規定にかかわらず、同条第10項第10条（ご契約のバイクの譲渡）（1）または第11条（ご契約のバイクの入替）（1）の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当会社は、差額保険料^(注1)に未経過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合

当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{変更日}^{(注4)} \text{以前} \quad \text{差額保険料}^{(注1)} \text{から、差額保険料}^{(注1)} \text{に} \\ \text{既経過期間に対応する月割料率を乗じた額} = \text{分割保険料の額} \\ \text{を適用している} - \text{を差し引いた額を変更確認書記載の回数に} \\ \text{分割保険料の額} = \text{分割した金額}$$

イ. ア以外の場合

差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額

変更日^(注4)以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以

後に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(注4) 変更日

普通保険約款基本条項第10条（ご契約のバイクの譲渡）（1）または第11条（ご契約のバイクの入替）（1）の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。

- (6) 当会社が（5）①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、（5）①の追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 変更日

普通保険約款基本条項第10条（ご契約のバイクの譲渡）（1）または第11条（ご契約のバイクの入替）（1）の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。

- (7) (6) に定める期間内に（5）①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(8) (6) に定める期間内に（5）①の追加保険料が払い込まれなかつた場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (9) 普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）
(9) の規定にかかわらず、当会社は、（1）、（2）および（5）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当会社は、差額保険料^(注1)に未経過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合

当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額を変更確認書記載の分割保険料の額回数に分割した金額

イ. ア以外の場合

差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額

契約条件変更日^(注4)以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(注4) 契約条件変更日

保険契約の変更の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

- (10) 当会社が（9）①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、（9）①の追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 契約条件変更日

（9）の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

- (11) (10) に定める期間内に（9）①の追加保険料が払い込まれなかつた場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびご契約のバイクについて適用される特約に従い、保険金を支払います。

第8条（分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回以降に分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

次回払込期日^(注)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

③ 次回払込期日

翌月の払込期日をいいます。

- (2) (1) の解除は、普通保険約款基本条項第17条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、次の次からその効力を生じます。ただし、同条（2）の場合を除きます。

① (1) による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1) (2) による解除の場合は、次回払込期日^(注)

(注) 次回払込期日

翌月の払込期日をいいます。

- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払保険料がある場合は、未払保険料を差し引いた残額とします。

第10条 (準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および他の特約の規定を次のとおり読み替えます。

① 普通保険約款基本条項第19条 (保険料の返還－無効または失効の場合) (2) の規定中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払保険料がある場合は、未払保険料を差し引いた残額とします。」

② 普通保険約款基本条項第21条 (保険料の返還－解除・解約の場合) (1) の規定中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払保険料がある場合は、未払保険料を差し引いた残額とします。」

③ 普通保険約款基本条項第21条 (2) の規定中「年間保険料から年間保険料に既経過期間に応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「年額保険料から年額保険料に既経過期間に応するこの特約の別表に掲げる月割料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、未払保険料がある場合は、さらに未払保険料を差し引いた残額とします。」

④ 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約第4条(追加保険料の請求)の規定中、ア.「短期料率」とあるのは「この特約の別表に掲げる月割料率」

イ.「(注) 差額保険料」この保険契約に適用されている年間保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「(注) 差額保険料」この保険契約に適用されている年額保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年額保険料との差額をいいます。」

- (2) 普通保険約款基本条項第18条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) の規定は適用しません。

別表 月割料率表

既経過期間・未経過期間	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで	12ヶ月 まで
月割料率	1 12	2 12	3 12	4 12	5 12	6 12	7 12	8 12	9 12	10 12	11 12	12 12

(13) 保険料分割払の追加保険料に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払特約第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (1) ①、(2) ①、(5) ①または(9) ①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
保険料変更日	分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

第2条 (追加保険料の払込方法等)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料分割払特約第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (1) ①、(2) ①、(5) ①または(9) ①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。(2) 保険契約者は、第1回分割追加保険料を保険料変更日までに払い込み、第2回目以降の分割追加保険料については、払込期日までに払い込まれなければなりません。

第3条 (保険料分割払特約の準用)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み替えます。

① 保険料分割払特約第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定中「(1) ①または(2) ①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料、「相当の期間内に」とあるのは「保険料変更日までに」

② 保険料分割払特約第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (6) の規定中「変更日 (注) からその日を含めて14日以内に、(5) ①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」

③ 保険料分割払特約第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (7) および(8) の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」

④ 保険料分割払特約第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (10) の規定中「契約条件変更日 (注) からその日を含めて14日以内に、(9) ①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」

⑤ 保険料分割払特約第8条 (分割保険料不払の場合の免責) の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」

⑥ 保険料分割払特約第9条 (当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合) の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」

(14) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第18条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2) ②、(5) ②または(9) ②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第2条 (追加保険料の払込方法等) (1) の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を等確認
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第2条 (クレジットカードによる保険料払込みの承認)

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括保険料、分割保険料、追加保険料および分割追加保険料を支払うことを承認します。

第3条 (保険料の払込み)

(1) 保険契約者から、この保険契約の一括保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合には、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行つたうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険料款式基本条項第4条 (保険料不払による保険契約の解除) (1) または同条項第18条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) もしくは(7) の規定は適用しません。

(2) この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合には、(1) の規定にかかわらず、以下のとおりとします。

① 第1回分割保険料または追加保険料 (注) をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行つたうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第1回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第5条 (保険料不払による保険契約の解除) (1) または同条第7条 (保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) もしくは(7) の規定を適用しません。

② 第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性等確認を行つたうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割払特約第9条 (当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合) (1) または保険料分割払の追加保険料に関する特約第3条 (保険料分割払特約の準用) (6) の規定を適用しません。

(注) 追加保険料

(5) の規定により、保険契約者が当会社に払い込むべき未払保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合のその未払保険料を含みます。

(3) 保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。

(4) 当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行つたうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、(1) および(2) の規定は適用しません。

① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収 (注) できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) 領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

(5) 当会社が第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性等確認を行つ前に当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払保険料の全額を請求 (注) までに一時に当会社に払い込まれなければなりません。

また、この場合、保険契約者が請求 (注) までに未払保険料の払込みを怠ったときは、

次のとおり取り扱います。

① 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

② 当会社は、未払込保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 請求日

当会社が請求した日をいいます。

第4条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料、第1回分割保険料または追加保険料^(注1)についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時^(注2)以後、普通保険約款基本条項第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第18条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(4)、同条(8)、同条(11)の規定および前条(5)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注1) 追加保険料

前条(5)の規定により保険契約者が払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合のその未払込保険料を含みます。

(注2) 保険料の払込みを承諾した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。

(2) 当会社は、前条(4)の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

第5条 (保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

(1) 第3条(保険料の払込み)(4)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当会社は、その支払った金額については、保険契約者に請求できないものとします。

(2) (1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第18条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(4)、同条(8)、同条(11)の規定および第3条(保険料の払込み)(5)②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第6条 (保険料不払による保険契約の解除)

(1) 当会社が前条(1)の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、普通保険約款基本条項第17条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、次のいずれかの時点から、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、③の場合において同条(2)に該当するときは除きます。

① 一括払保険料または第1回分割保険料を忘了した場合は、保険期間の初日

② 追加保険料または第3条(保険料の払込み)(5)の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料の払込みを忘了した場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時

③ 第2回目以降の分割保険料または第2回目以降の分割追加保険料の払込みを忘了場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条 (保険料返還の特則)

普通保険約款基本条項第18条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)

(1) 同条(2)、同条(5)、同条(9)、第19条(保険料の返還－無効または失効の場合)

(2) 第21条(保険料の返還－解除・解約の場合)(1)、同条(2)およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収^(注3)したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合を除きます。

(注) 領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(15) 保険証券の不発行に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、当会社が契約情報画面等において、当会社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第3条 (保険証券の不発行)

当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第4条 (保険証券記載事項の適用)

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当会社が定める画面に掲示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条 (保険金の請求書類)

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条 (保険証券の請求および発行)

1) 保険契約者は、第3条(保険証券の不発行)の規定にかかわらず、保険期間中に限り、当会社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。

2) 当会社は、(1)の請求に基づき保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。

(3) (1)の請求に基づき当会社が保険証券を発行した場合は、第4条(保険証券記載事項の適用)および前条の規定は適用されないものとします。

第7条 (準用規定)

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(16) スマート継続手続特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続意思表示	電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、この保険契約を継続する旨の意思表示をいい、第5条(この特約による継続契約の内容)に定めるとこにより、当会社が通知した継続契約の内容をいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として当会社と締結する保険契約をいいます。
継続契約の保険料	保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。
継続通知書	所要の事項を記載した継続通知書をいいます。
保険料払込期日	継続契約の保険期間の初日の前日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条 (この特約による継続契約の取扱い)

(1) 当会社は、この保険契約を継続する意思がある場合、次のいずれかの方法により、その旨を継続通知^(注1)により通知します。

① 継続通知書を保険契約者にあてて送付すること。

② 情報処理機器等の通信手段を媒介とし、所要の事項を保険契約者に送信すること。

(2) (1)の継続通知^(注1)に対し、意思表示期限^(注2)までに、保険契約者から当会社に継続意思表示がある場合には、継続契約が締結されるものとします。

(3) (1)および(2)の規定によって継続契約が締結された場合には、当会社は、保険証券を保険契約者に交付します。

(注1) 継続通知

この保険契約の継続について保険契約者に対して送付する書類等をいいます。

(注2) 意思表示期限

この保険契約の保険期間の末日の前日までとします。

第4条 (継続契約の告知義務)

(1) 保険契約または記名被保険者になる者は、継続契約締結の際、告知事項について、当会社に事實を正確に告げなければなりません。

(2) (1)に定める告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

第5条 (この特約による継続契約の内容)

(1) 第3条(この特約による継続契約の取扱い)の規定による継続契約の保険契約条件は、(2)から(4)までに定める場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における保険契約条件と同一とします。

(2) この保険契約にクレジットカードによる保険料払込みに関する特約または保険料分割払特約が適用されない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料をこれらの方により払い込むときは、継続契約には同特約を適用するものとします。

(3) この保険契約に適用された特約について、継続契約の保険期間の初日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、継続契約にその特約を適用しません。

(4) 制度または料率等^(注1)の改定^(注2)があった場合において、制度または料率等^(注1)の改定^(注2)があつた日以後に第3条(この特約による継続契約の取扱い)の規定によりこの保険契約が継続されるときは、継続契約に対しては、その保険期間の初日における制度または料率等^(注1)が適用されるものとします。

(注1) 制度または料率等

普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。

(注2) 改定

この保険契約における事故件数等に応じて料率を調整する場合および継続契約の保険

料率を決定するための条件が変更となった場合を含みます。

第6条（保険料の払込方法）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

第7条（継続契約保険料払込み前の事故）

- (1) 保険契約者は、第3条（この特約による継続契約の取扱い）(2)の継続意思表示を行った場合には、継続契約の保険料を、継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日以内に当会社に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が保険料を継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した日までに払い込んだ場合には、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者が、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に対し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約の保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

第8条（継続契約保険料不払による契約の解除）

- (1) 当会社は、前条（1）の保険料^(注)が継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した後も、その払込みがない場合には、継続契約の保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (注) 保険料
保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

このロードサービスご利用規約において、使用する用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
か 記名被保険者	ご契約のお車・バイクを主に運転される方で、対象契約の保険証券記載の被保険者をいいます。
継続契約	当会社に2年以上続けて契約された対象契約をいいます。
ご契約のお車・バイク	対象契約により保険の対象となる、対象契約の保険証券記載のお車またはバイクをいいます。
さ サービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
自宅	記名被保険者の居住住所をいいます。
G P S	地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全地球測位システム）をいいます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
自力走行不能	物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によりスリップまたはスタックした状態、および泥道や砂浜等のために走行が困難な状態は含みません。
た 対象契約	ロードサービスの対象となる保険契約をいい、当会社の総合自動車保険または総合バイク保険のご契約となります。
当会社	三井ダイレクト損害保険株式会社をいいます。
は 被保険者	対象契約により補償を受けられる方をいいます。
保険証券記載	対象契約にeサービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、対象契約の内容について表示したお客様専用ホームページの画面への表示を含みます。
ら ロードサービスセンター	当会社が別に定める、ロードサービスの受付窓口をいいます。
ロードサービス提供者	M S & A D グランアシスタンス株式会社 ^(注) をいいます。 (注) M S & A D グランアシスタンス株式会社 保険契約者等に通知することなく、社名変更等を行う場合があります。

I. ロードサービス全般に関する事項

1. ロードサービス利用規約

本利用規約は、当会社が提供するロードサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。

本サービスを利用される方（以下「利用者」といいます。）は、本利用規約に同意のうえ本サービスの提供を受けることができます。

2. ロードサービスの概要

本サービスでは、以下のサービスを提供します。各サービスの詳細は、「II. ロードサービス各メニューの内容」に記載のとおりです。

- (1) レッカーサービス
- (2) 車両トラブル緊急対応サービス
- (3) 故障電話相談サービス
- (4) ガソリンスタンド案内サービス
- (5) レンタカー案内サービス
- (6) 安心車検紹介サービス
- (7) G P S 位置情報サービス
- (8) ガソリン10リットルサービス
- (9) レンタカー12時間サービス

3. ロードサービスの対象車両

(1) 本サービスの対象車両は、「車両保険」のセット有無に関わらず、対象契約におけるご契約のお車・バイクとなります。

(2) 「他車運転特約」の対象となる他の自動車や、「ファミリーバイク特約」（「賠償タイプ」「賠償・自損傷害タイプ」「賠償・人身傷害タイプ」）の対象となる原動機付自転車などの、ご契約のお車・バイク以外の自動車や原動機付自転車は、本サービスの対象となりません。

(3) 対象契約の普通保険約款の規定にしたがい、ご契約のお車・バイクの入替が行われた場合、入替後の自動車またはバイクをご契約のお車・バイクとして、本利用規約を適用します。

4. ロードサービスの利用者の対象範囲

(1) 本サービスの利用者の対象範囲は、対象契約の保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車・バイクに搭乗中の方^(注)となります。ただし、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用者の対象範囲に含みません。

- ① 反社会的勢力^(注2)に該当すると認められる場合
- ② 反社会的勢力^(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- ③ 反社会的勢力^(注2)を不当に利用していると認められる場合
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力^(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
- ⑤ その他反社会的勢力^(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
(注1) 搭乗中の方には、一時にご契約のお車・バイクから離れている方を含みます。
- (注2) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) ご契約のお車・バイクの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車・バイクに搭乗中の方は、対象に含みません。
- (3) 後記「II. ロードサービス各メニューの内容」中、「8. ガソリン10リットルサービス」および「9. レンタカー12時間サービス」については、対象契約が継続契約である場合に限ります。

5. ロードサービスの適用対象地域

本サービスの適用対象地域は、日本国内のみとなります。ただし、離島およびレッカーカー車等の立ち入りが出来ない場所（湖沼、海岸、河川敷、悪路の山間部、通行禁止道路、未整地地域等）では、ロードサービスの手配や提供ができない場合があります。

6. ロードサービスの提供対象期間

- (1) 本サービスの提供対象期間は、対象契約の保険証券記載の保険期間となります。
- (2) 対象契約締結後であっても、保険期間が開始するまでの期間については、提供対象期間に含まれません。
- (3) 対象契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合は、本サービスの提供は行いません。また、本サービスの提供を行った後に、対象契約が解除、取消、クーリングオフまたは無効となった結果、対象契約の効力が、本サービス提供時以前から生じなかったものとして取り扱うこととなった場合には、その提供を要した費用は、利用者の負担となり、サービス実施者またはロードサービス提供者に対する費用をお支払いいただきます。

7. ロードサービスの提供ができない主な場合

- (1) 利用者から「ロードサービスセンター」に事前に利用申出のご連絡がない場合は、本サービスの提供はできません。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、本サービスを提供することはできません。
 - ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - (a) 利用者の故意または重大な過失
 - (b) 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (c) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (d) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (e) 上記(d)以外の放射線照射または放射能汚染
 - (f) 上記(b)から(e)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
 - (g) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な處置として行われた場合を除きます。
 - (h) 航空機または船舶により契約されているお車を輸送中の場合
 - (i) エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造
 - (j) 自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用
 - ② 利用者が、法令で定められた運転資格を持たないでご契約のお車・バイクを運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車・バイクを運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車・バイクを運転している場合
 - ③ 利用者が、競技のため等にご契約のお車・バイクを使用している場合、または、これらを行なうことを目的とする場所においてご契約のお車・バイクを使用している場合
 - ④ 利用者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所^(注)においてご契約のお車・バイクを使用している場合
 - (注) 自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所・凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。
 - ⑤ ご契約のお車・バイクが、有効な自動車査定証の交付を受けていない場合（自動車査定証に記載された有効期間が満了している場合を含みます。）
 - ⑥ ご契約のお車・バイクが危険物を積載している場合、または、危険物を積載した被牽引自動車をご契約のお車・バイクが牽引している場合
 - (注) 利用者が、正当な理由なく、後記「8. 利用者の義務」の規定に違反した場合
 - ⑦ 当会社、ロードサービス提供者またはサービス実施者が、地域、時季、気象、道路事情等により本サービスの提供が困難と判断した場合、技術的に本サービス提供が困難と判断した場合、または本サービスの内容、趣旨に照らして本サービスの提供が適当では

ないと判断した場合

- ⑨ ロードサービス提供者またはサービス実施者が、利用者の利用頻度が著しく高いと判断した場合、または本サービスの利用を目的にご契約のお車・バイクを使用したと判断した場合
⑩ 「ロードサービスセンター」への連絡が一時的に集中したことや利用者の通話音声が著しく不良な状況等により通話ができない場合

8. 利用者の義務

- (1) 利用者は、本サービスをご利用いただく場合には、必ず事前に「ロードサービスセンター」に利用申出のご連絡いただくことが必要です。利用者が「ロードサービスセンター」に連絡する以前に自らレッカーサービス実施者等を手配している場合は、その手配に対応するサービスは提供せず、またその手配に対応する費用等も支払いません。^(注)
(注) 手配に対応する費用等も支払いません。
サービスの提供ができない場合であっても、車両保険の対象となり、保険金をお支払いでいる場合があります。
- (2) 利用者は、本サービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力をを行わなければなりません。
- (3) 利用者は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。
- (4) 利用者は、本利用規約において利用者の負担になると規定する費用については、サービス実施者またはロードサービス提供者に對し、その料金等を支払わなければなりません。この場合、サービス実施者またはロードサービス提供者から費用精算の請求を行います。
- (5) 利用者は、J A F 会員でない場合（J A F 会員であることが確認できない場合を含みます。）においてサービス実施者が J A F であるときは、この費用を現地で立て替えなければなりません。この場合、後日ロードサービス提供者に対し、領収証等その費用の立替を証明する書類を提出し、費用精算の請求を行うものとします。また、本サービスの提供を受けた後に本サービスの対象ではないことが判明した場合、その提供に要した費用を、全てサービス実施者またはロードサービス提供者に支払わなければなりません。
- (6) 利用者は、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、本サービスの実施について警察の許可を得なければなりません。
- (7) 利用者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、運転免許証、自動車検査証その他の本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。
- (8) 利用者は、本サービスのご利用の際、現場作業に立ち会う必要があります。ただし、負傷などにより立ち会うことができない場合は除きます。

9. ロードサービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 対象契約の保険契約者、記名被保険者および利用者は、本サービスの提供に際し、対象契約の契約内容情報や利用者の情報等本サービスの提供に必要な情報を、ロードサービス提供者が利用・登録することに同意するものとします。
その場合、ロードサービス提供者は、本サービス提供に必要な対象契約の契約内容情報や利用者の情報を、サービス実施者に提供できるものとします。
- (2) ロードサービス提供者は、聞き間違いを防ぐ等利用者からの連絡内容の正確な把握による本サービスの適切・円滑な実施、および対応品質向上のため、通話内容を録音・記録・保存します。「ロードサービスセンター」へご連絡をいただく際は、この旨ご了承いただいたものとします。
- (3) 交通事故、気象状況等により、サービス実施者の手配や到着に時間を要する場合や、本サービスの提供ができないことがあります。時間を要したことや本サービスの提供ができなかつたことにより利用者等に何らかの損害が発生しても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者はその責任を負いません。
- (4) 当会社およびロードサービス提供者は、本サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ利用者等の権利を害さない範囲内で、利用者等が有する権利を取得するものとします。
- (5) ご契約のお車・バイクの貴重品、お荷物の管理は、利用者自身でお願いします。紛失、破損等が生じた場合であっても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- (6) 本サービスの内容につき、解説が分かれる場合や定めのない事項がある場合は、当会社の解釈または定めるところに従っていただきます。
- (7) 本サービス提供の過程において、ご契約のお車・バイクの車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につき当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は一切その責めを負わないものとする旨の書類に、利用者の署名をいただく場合があります。

10. ロードサービス提供時の責任

- (1) 本サービスは、ロードサービス提供者の取次により、サービス実施者の責任において行われるものとし、本サービスの提供に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (2) 本サービス提供および本サービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用者とサービス実施者、修理工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) 本サービス提供時ににおいて、ご契約のお車・バイクに高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断により本サービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当会社もしくはロードサービス提供者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用者はこれを賠償するものとします。

1.1. 訴訟の提起と準拠法

- (1) 本利用規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
(2) 本利用規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

1.2. ロードサービスの変更・中止・終了

- 本サービスは、保険契約とは別に、当会社がお客様サービスとして提供するものです。当会社は、保険契約者等に通知することなく本サービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

II. ロードサービス各メニューの内容

1. レッカーサービス

- (1) 内容
ご契約のお車が事故または故障により自力走行不能となった場合、自力走行不能となつた場所からロードサービス提供者が指定する修理工場まで、距離の制限なく牽引します。ただし、利用者が修理工場等を指定される場合は、実走距離で 50km を限度に牽引します。50km を超える牽引費用については利用者の負担となります。
- (2) ご利用上の注意
① 故障の場合は、現場での復旧が困難なときに限り、レッカーサービスを提供します。
② 総合バイク保険は、利用者が指定された修理工場等まで、実走距離で 50km を限度に牽引します。50km を超える牽引費用については利用者の負担となります。
③ 利用者が J A F 会員の場合は J A F H の取次を行います。この場合、ロードサービス提供者が指定する修理工場まで距離無制限で牽引します。利用者が修理工場を指定される場合は実走距離で 65km を限度に牽引し、65km を超える牽引費用については利用者の負担となります。
④ ロードサービス提供者が指定する修理工場が休日または営業時間外の場合に限り、サービス実施者が一時的に保管し、翌日以降に修理工場まで牽引します。
⑤ ダイヤの盗難やパンク等により通常のレッカータイプでできない場合、牽引に至るまでに発生する特殊作業や機材等の限度額は 18,000 円（税込）となり、超過分は利用者の負担となります。
⑥ キーの紛失やキー閉じ込みによるレッカータイプは、サービス対象外となります。
⑦ 修理工場等まで牽引したもの、利用者の都合等により、別の修理工場等まで再度レッカーターする場合は、サービス対象外となります。
⑧ 同一のトラブルによって複数回レッカーサービスを利用することはできません。
⑨ 修理工場等での修理完了までの車両保管料は、利用者の負担となります。

2. 車両トラブル緊急対応サービス

- (1) 内容
ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが生じた場合に、現場で対応可能な以下の簡易作業を行います。
① キー閉じ込み時の鍵開け
現場で開錠可能な一般シリンドーキーに限ります。
② バッテリー上がり時のジャンピング
ブースターケーブルをつないでエンジンを再始動させる作業を行います。
③ ダイヤパンク時のスペアタイヤへの交換
ご契約のお車に搭載されているスペアタイヤへの交換作業を行います。
④ 落輪り上げ
側面等への落輪状態にあるご契約のお車・バイクのジャッキやウインチ等による引上げ作業の限度額は 20,000 円（税込）となり、超過分は利用者の負担となります。
⑤ 雪道でのスタック時の引き出し作業
積雪路面でスタック（ダイヤがスリップまたは空転するなどして動けない状態）した場合は、以下の要件を全て満たすときに限り、走行可能な場所への引き出しを行います。要件を満たさない場合はレッカーサービスを利用することはできません。
(a) 雪対応タイヤまたはチェーンを装着している。
(b) 利用者自身で一定の除雪作業を行ったにもかかわらず、トラブルが解決しない。
(c) トラブル現場が、自宅の駐車場などの通常保管場所ではない。
⑥ ガス欠時のガソリンお届け
(a) 現場に最大 10 リットルまでガソリン（または軽油）をお届けします。（ガソリンまたは軽油代は利用者の負担となります。）
(b) 電気自動車が充電切れになった場合は、「レッカーサービス」の内容に基づき、最寄りの充電施設まで牽引します。対象契約の保険期間中に 1 回を限度とします。
⑦ その他、3 0 分程度の簡易作業
上記①～⑥以外で、現場での応急作業が可能な場合における、作業時間 30 分程度の簡易作業（例えば、バルブ・ヒューズ類の取替え、冷却水の補充等）を行います。
- (2) ご利用上の注意
① キー閉じ込み時の鍵開けに関して
セキュリティ装置付等特殊な構造のキーの鍵開けや、スペアキーの作成は、サービス対象外となります。
② バッテリー上がり時のジャンピングに関して
(a) 本作業は、対象契約の保険期間中に 1 回を限度とします。
(b) バッテリー交換等の実費は、利用者の負担となります。
③ ダイヤパンク時のスペアタイヤへの交換に関して
(a) 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
(b) スペアタイヤの搭載がない場合はスペアタイヤの搭載はあるもののスペアタイヤへの交換ができない場合^(注) 等は、レッカータイプを行なうことがあります。通常のレッカータイプができない場合は、上記 1. (2) ⑨ の規定を適用します。
(注) 盗難防止用の特殊ナットで特殊工具でなければ作業できない場合や、ナットその

ものが損傷していて作業できない場合等。

④ 落輪引上げに関する

「落輪」とは、側溝等にタイヤが落ち込んでいて、路面に車体の一部が接している状態をいいます。車体が路面に接していない「転落」の場合は、サービス対象外となります。(「横転」の場合もサービス対象外です。)

⑤ 雪道でのスタッフ時の引き出し作業に関する

総合バイク保険は、サービス対象外となります。

⑥ ガス欠時のおソリントンお届けに関する

- (a) 燃料の種類によっては、夜間等に用意できない場合があります。
- (b) 対象契約が継続契約である場合には、自宅から直線距離で50km以上遠方でガス欠により自力走行不能となったときに、10リットルまでのガソリンを提供するサービスがあります。詳細は後記「8. ガソリン10リットルサービス」に記載のとおりです。

⑦ その他、30分程度の簡易作業に関する

- (a) 30分程度を超える作業や、現場で修理が完了しない作業は、サービス対象外となります。
- (b) 事故、故障によるトラブル以外での作業(雪道におけるチェーン脱着、夏タイヤから冬タイヤへの交換等)は、サービス対象外となります。

⑧ ポ部品代等の実費は利用者の負担となります。

⑨ 利用者がJAF会員の場合は、原則としてJAFへの取次を行い、JAF会員サービスをご利用いただきます。この場合、上記⑦(a)および⑧の規定にかかわらず、サービス範囲を超える作業料金・部品代等は、4,000円(税込)を限度に当会社が負担します。

⑩ 発見された盗難車両に関するトラブルは、サービス対象外となります。

⑪ 雪道・泥道・砂浜等で単にスリップまたはスタックした状態で走行できない場合(上記(1)⑤に該当する場合を除きます。)は、サービス対象外となります。

3. 故障電話相談サービス

(1) 内容

ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが発生した場合、電話でご相談を受け、一般的なアドバイスを行います。

(2) ご利用上の注意

アドバイスで解決できない場合は、「レッカーサービス」や「車両トラブル緊急対応サービス」の内容に基づき対応します。

4. ガソリンスタンド案内サービス

ガソリンスタンドの情報をご案内します。

5. レンタカー案内サービス

(1) 内容

レンタカーを優待価格で利用できるレンタカー会社をご案内します。(レンタカーワークは利用者の負担となります。)

(2) ご利用上の注意

- ① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
- ② レンタカー会社のご案内は、レンタカーワークの営業時間内に限ります。

6. 安心車検紹介サービス

(1) 内容

高品質の車検を優待価格でご紹介します。(車検費用は利用者の負担となります。)

引取・納車サービス・代車サービス・納車時洗車サービス、修理が必要な場合の修理工賃10割引の特典があります。

(2) ご利用上の注意

- ① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
- ② 車検業者のご紹介は、車検業者の営業時間内に限ります。

7. GPS位置情報サービス

(1) 内容

ロードサービスをご利用の際、携帯電話に搭載されたGPS機能を使って、事故、故障または車両トラブルの現場等の位置情報をロードサービス提供者に通知することができます。ただし、携帯電話事業者の回線障害、GPS衛星の障害、電波状況等により、位置情報が取得できない場合、または位置情報の取得に時間を要する場合には、音声通話によって位置情報を通知するものとします。

(2) ご利用上の注意

- ① このサービスを利用されるには、次の条件に同意いただくことが必要です。
 - (a) このサービスを利用するための通信費などの費用は、利用者の負担となります。
 - (b) このサービスでは、利用者の位置情報および電話番号をロードサービス提供者に通知します。
 - (c) 位置情報の精度については、携帯電話事業者のサービスおよび利用者の携帯電話情報に依存します。また、GPS機能付き携帯電話からこのサービスを利用した場合でも、位置測位時の場所や条件により、精度が変化します。
 - (d) このサービスは、予告なしに内容の変更やメンテナンス等のため運用を停止する場合があります。
- ② 屋内など衛星から捕捉されない場所では、最寄りの基地局情報となる場合があります。
- ③ 利用者の携帯電話情報によっては、このサービスをご利用いただけない場合があります。

8. ガソリン10リットルサービス

(1) 内容

自宅から直線距離で50km以上遠方でご契約のお車・バイクがガス欠により自力走行不

能となった場合、ガス欠の現場へ急行し、10リットルまでのガソリン(または軽油)をお届けします。

(2) ご利用上の注意

- ① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。
- ② このサービスは、対象契約の保険期間中に1回を限度とします。
- ③ 燃料の種類によっては、夜間等に用意できない場合があります。
- ④ 一般道路・高速道路いずれでも利用可能ですが、利用者ご自身で調達が可能な場所(例:高速道路のサービスエリア内)では対象外となります。
- ⑤ ご契約のお車・バイクがガス欠となった場合が自宅から直線距離で50km未満の場所である場合でも、ガソリンのお届けはしますが、ガソリン代については利用者の負担となります。
- ⑥ 車種によっては燃料タンクの容量が10リットル未満の場合がありますが、その場合は、燃料タンク容量内でのご提供となります。

9. レンタカー12時間サービス

(1) 内容

自宅から直線距離で50km以上遠方でご契約のお車が事故または故障により自力走行不能となった場合に、レンタカーワークをご案内し、レンタカーワーク(5ナンバー車)を12時間に限度で当会社が負担します。

(2) ご利用上の注意

- ① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。また、総合バイク保険は、サービス対象外となります。
- ② レンタカーワークのご案内は、レンタカーワークの営業時間内に限ります。
- ③ このサービスの対象となるレンタカーワークの借り入れに際しては、利用者ご自身が、「ロードサービスセンター」がご案内したレンタカーワークとの間で、近隣の営業所の有無やレンタカーワークの空き状況等を確認のうえ、直接手配いただけます。
- ④ レンタカーワークは一日利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行いうものとします。また、乗り捨てされた場合の料金や、免責補償制度の保険料、ガソリン代、高速通行料は利用者の負担となります。
- ⑤ このサービスの対象となる車種は、5ナンバーのセダンタイプとします。より高いクラスを利用した場合、超過した額は利用者の負担となります。
- ⑥ このサービスは、事故または故障の当日または翌日における、事故または故障が生じた場所からの利用の場合に限ります。
- ⑦ ご契約のお車に事故または故障が生じた場所が自宅から直線距離で50km未満の場所である場合は、レンタカーワークを割引価格でご案内しますが、レンタカーワークは利用者の負担となります。
- ⑧ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。(「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」についてJAFが提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。)

<特約一覧>

適用される特約	保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 運転者年齢限定特約	運転者年齢条件 21歳以上補償 運転者年齢条件 26歳以上補償	20 20
(2) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約	表示されません ※(1)運転者年齢限定特約をセットされたご契約には自動セットされております。	20
(3) 自損事故傷害特約	自損事故傷害特約	20
(4) 無保険車傷害特約	無保険車傷害特約	22
(5) 人身傷害補償特約	人身傷害補償特約	24
(6) 人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約	搭乗中のみ補償特約	31
(7) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	搭傷死亡等対象外特約	32
(8) 自動車事故弁護士費用等補償特約	弁護士費用補償特約	32
(9) 対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用特約	34
(10) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	被害者救済費用特約	35
(11) 自転車運転者損害賠償責任補償特約	自転車賠償特約	37
(12) 保険料分割払特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	39
(13) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	41
(14) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	クレジットカード（特約付）	41
(15) 保険証券の不発行に関する特約	eサービス（証券不発行）特約	42
(16) スマート継続手続特約	表示されません ※すべてのご契約に自動セットされております	42